

なお、いまだで答弁いただきますと主要な点が欠落をいたしましたので、この点は冒頭に指摘をしまして、簡単に整理をしてお答えいたします。

もともこのオリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案につきましては、七五年、五十年の十二月十日に行政管理局から国立競技場との統合案が提起されて以来、理由づけはいろいろありましたが、行政改革という点、行政改革そのことから出たという点の確信をしておきたいと思うので、この点はどうですか。

○望月(哲)政府委員 行政改革という問題からこの問題が具体化してまいったことは先生のおっしゃるとおりでございます。

○中西委員 ところが、そのように行政改革案としてこの問題が提起され、そして具体的にはこのような法案提出になってきておりますけれども、振り返って見ますと、六五年、四十年三月二十六日の第四十八回国会における愛知文部大臣の提案理由並びに上村、長谷川両氏の質問に対する答弁があります。この中身を見ますときわめて明確になっております。上村委員の質問に対して愛知文部大臣は「えてして国の直営にいたしますと弾力的な運営に欠けるおそれがあるのではなからうか」ということが一つ。この点につきましては、この法案をつくり出す場合に真剣に検討した点でございます。二つ目に「同時に、国の直営という点になりますと、国家公務員をもって組織しなければならぬと、公務員の相当の増員をしなければならぬ」という問題もございしますが、これは適当でなからうという点を考えたわけでありまして、そして三つ目に「特殊法人として管理、運用いたしますれば、法律に基づいてこの設立の目的が適正、確実な運営が期せられると存じます。同時にまた比較的弾力的な運営ができれば、収入その他の点につきましても確保され、」

云々となっております。そして四番目に「国のいろいろな各省庁あるいは地方公共団体と協力する」という点から申しましても、一面、任意団体と申しますか、普通の財団という点から申しますと、それは、そういう意味で公共的な力強い存在でもあり得る、こういうような点から特殊法人としたわけでございます。と述べています。そのほかいろいろありますけれども、このように特殊法人として設立をしたということの意味は大変重要であります。

この点についてはいまもって変わらぬと私は思うので、すけれども、特に社会教育という面から考えますと、基本法あるいは社会教育法一条から四條に照らしましてもこのことはより正しい見解だと私は思っておりますけれども、この点について大臣、どうでしょうか。

○谷垣文部大臣 御指摘のように、オリンピック記念青少年総合センターは四十年に設立をされたわけでございます。その後の状況は確かに行政改革の考え方が出ていろいろ問題があったことは事実でございます。

いまのセンターを特殊法人といたしますと、同時にありますのは、オリンピック東京大会の選手村を引き継いだ関係がございまして、どうしても施設の管理運営という点から主体にならざるを得なかったわけでありまして、その後いろいろな、たとえば青年の家でありますとかいうような施設がふえて、社会教育の場がふえてまいっております。こういう問題に対しまして青少年の学習要求が多様化したという点もまた、その他青年の家等にもありますような全国的にわたってある社会福祉施設の中心となる機能あるいは調査、あるいは諸君の研修、情報の収集というものを考えていかなければならぬような面が出てまいっております。

これを特殊法人としてやっていくのがいいかどうかという問題が出てくるわけですが、これは判断の問題になると思っておりますけれども、むしろそういう社会教育の場の広がり、そのいわば中

心的な研修施設という形をもつていきます場合には、先ほど愛知発言の問題にありますが、文部省の上のいろいろな問題がございまして、文部省の中の一つの組織として考えていく方が人員の配分あるいはいろいろなそれに適した諸君の配置の状況等を考え合わせまして、そちらの方が有効ではないかという判断が出てまいったわけでございます。

また、行政改革の問題につきましては、愛知さんが言っておられるような人員増、定員増の問題がございしますが、いま国家公務員としてお願いをしておる考えの中には、実はかなり思い切った人員の整理あるいは定員の、端的に申しまして文部省の現在まで持っております定員をそちらの方に振りかえていくという意味におけるいわば一種の合理的な運営整理が行われており、そしていままでオリンピックセンターにおられた諸君はそのまま移行し得るような体制を整えてまいりましたのであります。行政改革の方の面から見まして、定員に対しての一つの文部省全体といたしましての供出をしようとした、こういう点があるわけでございます。

私はいま両方の面で申し上げましたけれども、社会教育の態様というものはだんだんと拡充もしていくし多様性もあるし、その中心的存在としての役割、従来のオリセンが施設管理の中心から漸次変わっていくことが望ましい、こういうようなことと、先ほどの行政改革の問題と両方の立場からいまいお願いをしております。

○中西委員 いまお聞きしますと、長々と聞かれましたけれども、中身は大変不明な点がたくさんあります。特殊法人設立の趣旨というものは、何と申しましても社会教育という観点からこの点が特殊法人として最も適応したものであるという認識の中から出されたというこの愛知発言は、私は全然変わっていないと思っております。これが変わったという点になれば大変なことですから、この点もひとつ局長、答えてください。

○望月(哲)政府委員 社会教育の施設といたしましては、特殊法人という形のオリンピックセンターもございしますが、そのほか国立婦人教育会館であるとか国立の青年の家であるとか、国立の社会教育施設もあるわけでございます。私どももいたしましては、このオリンピックセンターが国立の青少年教育施設になった場合におきましても、弾力的な運営であるとかあるいは文部省の恣意にわたらない運営であるとか、そういう事柄につきましては十分配慮をして運営をまいりたい、このように思っております。

○中西委員 私がいま言っているのは、特殊法人にしたときにいろいろ言われておりますね。そのほか、その後に今度は長谷川委員の質問に對しましては答弁をしております。そこではこういう言葉が出てきています。「文部省の恣意によってこれが利用されるようであってはいけない」という反省の気持ちを実はここへ出しておるわけでございます。」「こう言っておるわけですか。ですから、やはりこのあり方が社会教育という観点からしますと、教育基本法あるいは社会教育法に言う内容からすると、文部省の恣意のなものが働きかけられない方がいんだ」という発言を大臣がなさじきしておるわけですか。そのことについて変わってないだらうね、こう言っているわけですか、変わったか変わらんか、その点についてちょっと答えてください。

○望月(哲)政府委員 お答え申し上げます。文部省の恣意によって利用されるようであってはならないという愛知大臣の御趣旨には、一つは、この施設の処理につきまして関係各省いろいろな自分のところの所管にしたいというふうな、いわば一種の奪い合いもございましたので、そういうことも含めて関係各省にも十分御利用いただくという意味でも、恣意にわたらないということが愛知大臣の御発言の一つの要素であったと思っておりますが、同時に、社会教育施設として私どもが今後運営していく場合にも、利用者の意向その他を十分受け入れながら、また広く各方面の方々の御

意見を承りながら社会教育の施設として適切な運営を図っていきたいという面におきましても、この恣意にわたらないという言葉は私どもは十分そういう意味からも受けとめていきたい、このように思っております。

○中西委員 長く言われましたけれども、いずれにいたしましても、この教育基本法にあります七条、十条、このことは当然行政者としては守り通さなければならぬし、さらに社会教育法一条から四条まで、少なくとも「環境を醸成するように努めなければならぬ。」さらに「財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。」という、こういうところが中心になって仕組まれているわけですから、このことを考えますならば、私は一方的に文部省がすべてを統括できるとか、あるいは支配をするとか、こういうことであってはならぬということを言っているわけですから、この点については変わっていかないで、具体的に言います。

○谷垣国務大臣 いま先生のおっしゃる通りに、この運営におきまして文部省が恣意的など申しますか、上からおかざるような形の運営でなく、社会教育法がうたっておりますような自発的な意図をもっと活用するという趣旨の運営の考え方、これは私は変わるべきでない、かように思います。先ほど私が申し上げまして若干ございましたのは、社会教育のいろいろな施設なり青年の家とか、そういうものはだんだん整備されるといいますが、それ以外に連絡の関係、研修の拡大とか情報の関係とかいうような、言ってみますと新たな分野というものが出てきておるし、その対応をするのにもどうであるかという問題も確かに生じておるといふことを申し上げたわけで、施設その他の運営に對しての心構え、それから社会教育に對してのいろいろな心構え、これは私は変わるべきものではない、こういうふうな考えをしております。○中西委員 いま答弁されましたように、変わってはいらないし、変えてはならないわけですね。

そこで、さつき答弁がありましたように、行政改革という名による出発をしたものであるというところは答弁をいただきましたが、そういう一つのあり方と、それから七十六年、昭和五十一年に文部省は体育局から社会教育局へセンターについては所管がえをいたしました。これは行政整理がされるという意図が出たために、体育局に二つ法人があるということでもってこれを早急に所管がえをした。このことはもう事実としてあるわけですね。ですから、この点は行政改革、合理化に對して反對の意図を持ってやったわけだから、この点は答弁を求めませんけれども、そういう事態が一つあった。

それから、八十四あるいは八十七国会でのいろいろな討論の中から明らかになっていますけれども、臨時行政調査会が行政整理的な発想によって勧告をしました。四項目にわたって勧告をしていますが、前回の討論の中で明らかにしましたのは、この勧告と今度のこのセンターの行政改革、このことは合致しないという答弁をいただいているわけですね。合致しないということは、いろいろ先ほどから大臣が言われますように、情勢の変化だとかあるいは多様化だとか、いろいろなものによってセンター的なものが必要だということ、ここだけにしぼって逃げています。ところが、確かに現在は大都市圏における、あるいは都市型のこういうものについては必要度はむしろ高まっているというところが実態としてはあるわけですね。勧告は当たってない。それには合致しない。そしてしかも実態としていま出ておるのはどうなっているかというところ、先ほど大臣が答弁されておりますように、むしろそれを補充するために文部省側の人員配置なり何なりをしても、犠牲を負ってでもこれを埋めて、なおかつこれを補充しなければならぬという考えに立っているということになりますと、まさに首切りはないわ、財政的な問題についても、いつかの答弁の中にあったと思うのですけれども、五千数百万云々あるいは役員がい

なくなるから財政的にはある程度有利だとか、こういう答弁はありますけれども、これは将来的に考えてまいりますとちっともそういうものじゃありません。ですから、いま言う行政整理的な発想による行政改革そのものは、このセンターの特殊法人廃止に關しては全く無関係になっている、むしろ意味がなくなつておると私は解すべきだと思いますけれども、この点どうでしょう。

○望月(哲)政府委員 お答え申し上げます。特殊法人の整理合理化につきましてはいろいろ要素の中で、具体的に先生御指摘のございました調査会の項目に挙がっているかどうかという点につきましては、「その他の特殊事情」という要素もございしますが、私どももいたしましては、行政管理局ともこの問題についていろいろやりまして、いわば行政改革というのとは、一つは行政整理で、先生先ほどおっしゃいましたように、たとえば役員数の整理であるとか、そういう意味におきまして経費の節約を図ることと同時に、やはり行政の組織のあり方につきまして、時代の要請に即応して新しい行政需要にこたえながら、より活力のある行政をしていくために必要な手だてを講ずるといふことも一つの行政改革のねらいでございます。先ほど大臣からもお話し申し上げましたように、私どもがオリビックスセンターを特殊法人から直轄の青少年教育施設に切りかえることが適当であると判断をいたしましたのは、そういう新しい事態に對応するという面も考慮した上でそういう結論を出したということでござい

ます。○中西委員 そのことは行政整理あるいはいま言うところの発想による行政管理局の考えているような簡素化だとか、あるいは内容的に財源をそこから浮かすとか、こういうことには全然なっていないわけですね。この点は、そのように、私が言うように確認してよろしいでしょう。

○望月(哲)政府委員 お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、役員数の組織の整理によりまして約六千万円の経費の節約、それか

ら文部省の定員の再配分で三十五名の人員を一応振りかえによりまして新しいセンターの定員にする等、極力経費の節約にも努めておるわけでございます。

○中西委員 これは五十三年の行政管理局審議官の答弁の中にもこういうことがあるのです。直轄とすることによって社会教育を進める上にプラスになるというふうなことでセンター廃止法案が提出されておるわけでございます。世上の特殊法人の廃止というふうな意味合いが若干ほけているのじゃないかというふうなことはあらうかと思ひますというふうになっていきます。だから、そのことは認めているわけですね。

普通言う行政整理あるいは行政改革という観点から言いますと、まさにこの点はほけてしまっている。だから、私に言わせるなら、特殊法人というのをわざわざ廃止せずともこのことはよかつたのではないかと思うのです。しなければならぬというところになつてくると、今度はその後にあなたちが言う直轄という問題になつて出てくるのですから、本格的に人員も財政的にもすべては変わらぬというなら、前回から私が申し上げているように、それをより強化していけばよろしいのであつて、愛知文部大臣の主張するところからしますならば、むしろ法人というものを、残しておくべきであつて、これを廃止をするということにならぬじゃないか、私はこう言っているのです。どうでしょう。

○谷垣国務大臣 やはり行政改革は、先ほど先生もその点はむしろそういう御意見のように拝聴したわけですが、行政のいろいろな機能を減らしていくというだけが主眼ではないので、言ってみると合理的という表現が行政改革の場合にはいろいろの意味に使われますけれども、やはりそれに適応した、状況変化に相應するという意味と、それからもう一つは、確かにほつておくとずっと水ぶくれになる可能性があるから経費の節約というものを強く打ち出していく、あるいは定員の削減を打ち出していくという面と、これは二つあるだろ

うと思ひます。確かにこの問題に關しましては機能の変化が、単にオリセンだけじゃございせんではかの周辺の状況の中にあるもので、新しい意味をそれにつけ加えていくべきじゃないか。そうなりますと、特殊法人という考え方もむしろ文部省の中に組織として考えた方がいいんじゃないかという考え方が出てきておるわけでございます。

その点は、まず最初に特殊法人を削れというのが出たのかどうなのかという議論にも入っていくかと思ひますけれども、やはりそこは従来のような施設管理に限定するという問題よりも、広い社会教育の中心のものが何か欲しいという願望がこの行政全体の中で、社会教育全体の中で出てきておることも私は事実だと思ひます。

そこで、いま申しましたその行政全体の合理性を考へてみた場合に、文部省の中の組織としてひとつ考へていったらどうかという問題が出てくると思ひます。それから、御指摘になりますように、この点は余りあれでございしますが、それじゃ一体経費の節約なり定員の削減はどうか。確かにオリセン自体の面から見ますと、さっきおおよそ六千万ぐらいの節約が役員の給与の關係であるという話がありましたけれども、これはしかし結局両方にらみ合はしてのことになると思ひます。特殊法人としてのオリセンだけの問題というよりも、文部省の方にこれを集めた場合に定員がどれだけ削減できるか。それから先ほどの役員の問題ももちろんこれは出てくると思ひますが、その両方にらみ合はせての議論に私はなるだろうと思ひます。ですから、その点は、特殊法人という形態でどんなことを拡充していったらいいじゃないかという御指摘がさつきちょっとございしましたけれども、それも一つの考へ方であると思ひますが、全体の社会教育の場が広がっていくという実態に即応するためにはどちらの方がよりいいか。

それから、否定できない点は、だんだんこれが一つの先頭に立ったような形に經過的にはなりま

したけれども、やはり特殊法人自体に對しまして全体としての整理の考へ方は、いまの内閣にもうずっと出てきておるわけでありまして。特殊法人だけを削れという意味だけではない、もっと広い意味が私はあるのだからと思ひます。すけれども、そういう行政改革は必ずしもつぶしたらいんだという単純発想であつてはいいけないと私も思つております。それを両方にらみ合はせまして、やはりこういう形の落ちつきになつてこれはお願いをいたしておるということでございしますので、一言申し添えたわけでございします。

○中西委員 それで、この特殊法人を廃止してやるという意味が私は大変あいまいだと思ひます。やるといふ意味が私は大変あいまいだと思ひます。ただもう数合わせ、それによつてどんどん押しつけられるから、皆さん抵抗する場合には、二つあるやつを片一方に移しておこうかと逃げた。そしてまたどんどん押し寄せられてくるから、これはしょうがないから直轄にしようかという話になつて、そしてしかも、いまあなたが後半に言われた部分については、これは後で出てきた中身なんです。ですから、当初からあつた流れとしては、愛知文部大臣が言われた社会教育の施設であるならばやはりこういう方向でもつてやるべきだということが一つ皆さんの中にあつて、そして今度は、途中からこういう行政整理なるものが出てきて、それにどつと押しつけられてきたというのが実態なんですよ。ですから、あえてここに特殊法人廃止ということをやらずともよかつたのですけれども、余りにも機械的な数合わせ、そういうものの圧力が厳しかったためにやらざるを得なかつたというのが私は実態ではないかと思ひます。すけれども、いままでの経過からいいますと、抵抗したり何かしてきたその経過というものは、たとえはさき私が申し上げた体育局にあつたものを社会教育局に移した。それだつて、二つあるやつを一つにするということによつて、最初に法人として設定をされたものが本當に将来的に発展できるというその願いがあつたからこそ、これはこういう措置をしたと私は思ひます。す。それで

なくて、ただ単に官僚の皆さんが、おれのところは勢力範囲としてたくさん持つておつた方がいいんだというところでこういうことをやつたというなら、なおまた問題なんです。だから私は、その経過というものをまじめに考へた場合にそういうことが言えるんじゃないかということを言つておるわけなんです。ですからこの点は、結果的には数合はせにしかつてないし、法人廃止ということにしろなくとも、むしろ私は、この社会教育の施設であるということからしますならば残しておくべきだつたということをおなたたちの口から聞きたいんです。す。そうでなければ社会教育というものはこれからまた議論しなくちゃならぬということになつてくるわけですから、この点どうですか。

○望月(哲)政府委員 体育局から社会教育局にこの所管を移したのが五十二年四月十八日でございます。そして、自由民主党の行政調査会の中継報告で「オリンピック記念青少年総合センターについては、昭和五十三年度中にこれを廃止し、文部省直轄の社会教育施設とすること」という結論が出ましたのが五十二年三月三十一日でございますので、時間的にはそういうものも背景にあつて所管を移したわけでございます。ただ、これは決して役所の所管争ひとかなんとかというのではなくて、オリンピックセンターというものを社会教育施設としてより性格を明らかにしていくという観点で、そういう趣旨に沿うように法的な措置をいたしたわけでございます。

なお、センターにつきましては、先ほど来お答え申し上げておりますように、青少年教育のための新しいいろいろな要請もございまして、そういう要請につきましては直轄の施設でやるのが適当であるという考へ方もあつたわけでございます。また、たまたまそういう特殊法人の整理合理化の問題が出てまいりましたことを契機といたしまして、むしろ従来からありましたそういういろいろな社会的な要請、教育的な要請も配慮いたしまして、私どもとしてはオリンピックセンターを特殊法人から直轄の施設にし、新たな機能も付与いた

しまして、新しい社会教育の需要にこたえるような機関とすることが適當であると思ひます。この結論に至つたわけでございます。

○中西委員 このように所管がえをいたしました際の状況だつてさうです、それからいま後半に申されたことについては、これは後でそのようにいつとあなたたちがこれを廃止するに当たつてということであると思ひます。す。私が前回から言つておるうちに、もしそういうことが必要だということをお強調されるなら、本来なら直轄の機関の中にちゃんとあるのです。たとえば青年の場合であるならば中央青年の家があるのです。そういうところでちゃんとそのことをやつていけばいいわけで、できるんです。できないということはないんです。いま十三ある国立青年の家、それから公立の場合を入れますと百幾つかになるでしょう。そうなりますと、そういうすべてのものを皆さんがやるとするならば、わざわざそれを廃止する必要というものはなかつた。そういうちゃんとした施設があるわけですから、中央青年の家という名称までちゃんとつけてあるわけですから、それを活用すればできるわけです。たまたまこの行政改革というものがあつて、それから発想なんです。だから、そこが文部省の社会教育に對する基本的な構えと方針というものが明確でないといふ言ひたいんです。これはもう論議しません。こういう点について、何としても私たちの認識というのは、無意味であり、これは不必要だつた、こう断ぜざるを得ないわけです。そこで、あなたたちが先ほどからいろいろ言われているように、後半いろいろな任務なり何なりを付与することによつて直轄にするという言ひ方をしておりますが、そこで確認をしたいと思ひますけれども、直轄にした方がよい、あるいはセンター的な役割を持たせるためにはそれが必要なんだというこを盛んに言つていますけれども、私は、一番最初に確認をいたしましたように、愛知発言に見受けられるように、やはりあく

までも施設のあり方というものは大変重要でありますから、前回の国会でいろいろ討論をされました、大臣あるいは局長から答弁があつておりますけれども、その内容を集約いたしますとこういうことだと思ふのです。施設利用あるいは運営、こういう面につきましては原則的に現状の変更はしない。特に局長が先ほども言われておりますように、現在より弾力的な運営をする、こういうことも含めて現在と同様であるという、これを確認してよろしいですか。

○望月(哲)政府委員 そのように考えております。

○中西委員 そこで、そのように運営は確かにそうなんですけれども、私はいままでのこの討論なり、あるいはいま直轄されておる施設のあり方などから考えてみて、いろいろ多くの問題が依然として残つておると思ふのです。

そこで、二、三お伺いしたいと思ひますけれども、一つは青少年総合センター拡充推進青少年団体協議会あるいは委員会と称して二十七団体から成つてゐる協議会がございます。この方々のいろいろな意見は聞いたと前回の国会では言つておりますけれども、これをお聞きしますと、この関係の宿泊者は約八万七千人、そのうち企業関係の新入社員関係が約四万人おりますから、この団体の人は約五万人程度が宿泊をしておるといいますね。こういう人たちの意見は聞いておるけれども、実際に利用者は百万人を超えていますね。そしてその中の六十万人が署名をし、二千団体以上の人々がぜひ法人を廃止すべきでないという意見と、いろいろな要請がなされていまして、これは全然聞いていないのです。この姿勢にあらわれるように、これからの民主的な運営というものは、このように多くの利用者なり活用する人たちの意見を十分聞き入れる体制を原則的には変えないと言ふけれども、本当に変えないのかどうか、維持するののかどうか、そして本当にそういう人たちの意見を聞くのかどうか、この点はどうか。

○望月(哲)政府委員 お答え申し上げます。

まず最初に、その二十七団体でございますが、この中には、中央青少年団体連絡協議会あるいはボーイスカウト、ガールスカウト等全国的な組織を持つて活動しておる青少年団体等が含まれておりまして、この団体からは、センターというところにある施設について、さらに青少年教育の中核となるために調査研究の機能であるとか連絡協力の機能であるとか、そういうものを付与してもらうことが非常に適当である、また施設の改善もすべきである、そういう角度からいろいろ御意見が出されたわけでございまして、私どもとしては、そういう御意見についても、その御趣旨については十分理解ができると思つておるわけでございます。

なお、いま中西先生御指摘のように、実際にセンターを利用している団体その他の方々の意見というものがセンターの今後の運営に反映できるように配慮すべきではないかという御趣旨については、私どもとしてはその点十分考慮してまいりたいと思つております。

○中西委員 それでは実際に聞くことになりまして、これから後運営委員会なり何なりが設立されると思ひますけれども、そうしたときあたりに、この運営委員会の中に多くの人の代表者なりを十分入れた上でやられるかどうか。

○望月(哲)政府委員 運営委員会の具体的な組織については今後検討をいたすことになるわけでございしますが、そういう利用者の方々の御意見というものが運営委員会に十分反映をされるように、また施設の運営としても十分そういう点が考慮されるように今後検討してまいりたいと思つております。

○中西委員 文部省の先ほどの答弁の中にもありますように、今度直轄化することによつて、いろいろな運営なりあるいはこれから後の社会教育施設のあり方として国がやる方が適当だとか、ずっと皆さんの答弁を拾つてみたわけですが、そうすると、国がやる方が適当だとか、あるいは国がやる方がふさわしいとか、あるいは施設充実がしやすいとか、こういういろいろな国がやる方

がいいんだということを盛んに主張されるわけですね。私このことは大変な危険性を持つていふと思ふのです。文部省、お上の言うことはいいことなんだという、極端な言葉で言うなら、こういう思い上がった考え方が皆さんの中にあるんじゃないかという気がしてなりません。これは絶対にあつてはならぬことなんです。

特に先ほど私が申し上げましたように、一番恐れるのは直轄にする、そして管理運営がすべて文部省に任せられるということになりますと、文部省の恣意でいろいろなことがございまして、所長の裁量によつて運営規則だとかいろいろなことになりますと、今度は裁量によつていろいろなことになりまして、今度は裁量によつていろいろなことになりまして、そういう問題がこの中には内蔵されてきます。そういうことになつてくると、先ほどにまた返りますけれども、社会教育の本質からしましても大変危惧すべきものが出てくると思ふのですけれども、この点どのようにお考えですか。

○望月(哲)政府委員 実際の施設の管理運営につきましては所長が具体的に判断をすることは職務上当然のことでございますけれども、社会教育のあり方、その本質的な性格、さらには数々の国会にわたりますこの委員会等におきましてこの御審議の経過というものは十分所長も考慮に入れていろいろ対処するといふふうに考えております。

○中西委員 所長が私たちのここの審議の経過だとかなんとかを配慮してやるなんというところはとうてい考えられませんね。だから、やはり管理をする側にある文部省なりがその点を十分認識をした上で、以後そういうことはしないといふことを明確にここで確認をしておかぬと、とうていそのことは考えられません。どうですか。

○望月(哲)政府委員 お答え申し上げます。実はもう私は十分この委員会でも御意見を承りましたので、その点を改めて申し上げるまでもないと思つてちよつと申し落しましたけれども、それは当然のことでございます。

つ、しつこいようでありましてけれども聞いておきますが、青少年並びに青少年教育指導者に対する研修を青年の家でやつております。御存じのように研修所というのは国立社会教育研修所というのがございますね。お聞きしますと、設置法の十八条から二十四条の一までにある所轄機関の運営については、きわめて自主的あるいは自立性を重んじてやつておるようです。ところが、この設置法十條五項で規定をされる青年の家、少年自然の家あるいは婦人教育会館など、いわゆる皆さんが言う付属機関の中に今度センターは入るわけですか。ちよつと違つて、直接管理運営をするわけですか。皆さんの手が入りやすいということになると思ひます。そうすると、研修などにつきましても、青年の家で出されておるのを見ますと大変な中身を持つております。国立青年の家における青年団体指導者研修基準についてという文部省社会教育局長の通知が出されております。この中身を見てみましても、上級指導者研修を青年の家で行う際の基準についてというものが出ておまして、これを見ますと、上級指導者研修については文部省社会教育局長が終了証を交付するということになつております。本来たとえば学校なんかの場合には、学校という一つの単位がございまして、文部省じきじきに終了証なりあるいは卒業証書というものは渡さないわけですね。ここでは学校長ということになるわけですね。ところが、ここでは文部省が直接これを出せるようになっております。ということになつてまいりますと、今度文部省の意向なりあるいはこれからの方針なりが非常に入りやすいという性格を持つております。ところが、いまの法案の中ではこれを歯どめしたり規制することはできないわけです。あるいはさらに今度は所長の権限だとかいろいろなことになつてまいりますと、この中身、研修の級別区分を見まして、受講資格から修得すべき中身等についてずっと読ましていただきますと、私に言わしむるならば大変恣意的なものが入りやすい中身になつております。

ういうものにつきまして十分配慮をいたしましたので、できるだけ給与が落ちることを避けたい、少なくしたい、そういうことで全力を挙げて努力をいたしております、ある程度人事院もそういう

特殊な事情を配慮いたしまして私どもの主張を聞いてくれているという現状でございます。

○中西委員 現在のセンターの労働組合と理事者側という労働条件について協定がなされております。この点については、今後の推移はどのように考えますか。

○望月(哲)政府委員 御承知のように国家公務員になりますと服務につきましてもいろいろ法令の規定がございますので、そこら辺は十分そういう諸制度にも照らしてみなければなりません。そういう労働条件についての労使間の取り決めがあったということにつきましては十分念頭に置き、それらについていろいろ意見があったことについては、現在の理事長から新しい機関の責任者に十分引き継ぐということになっております。

○中西委員 それからもし転勤を希望する者があれば、これはどのように考えますか。

○望月(哲)政府委員 転勤につきましては、文部省全体の人事一般の原則といたしまして、できるだけ本人の意向等も十分徴しましてやっておりますので、そういう形におきましては文部省全体のやり方の中で十分本人の意向、希望等も聴取しながら人事については考えていくわけでございまして、転勤の問題につきましても、そこらは十分それぞれの本人の希望なり事情なりというものをきめ細かく配慮しながら考えていきたいと思っております。

○中西委員 センターにおける問題の最後になりますけれども退職金、これは今度はここを退職するわけですから、どのように措置をされるのか。それと、これらの人々の職員住宅はどうなっているのか。

○望月(哲)政府委員 退職手当につきましては、特殊法人から国家公務員になられる場合には期間を通算をいたすことになっております。

それから、職員住宅に入っておられる方は、もちろんそのまま国の宿舎になるわけでございますけれども、なお、オリンピックセンターの職員である間は、特殊法人であるために宿舎が十分ない

ために入れなかったが、今度国家公務員になった機会にできるだけそういう点について考えてほしいという御要望があれば、私どもはそれにつきましては全力を挙げて確保するように努力をいたしたいと思っております。

○中西委員 新センターの場合には、大体いま労働条件についていろいろ回答いただいたわけでありまして、ぜひ努力をしていただくようにお願いをしたいと思います。

先ほど局長が申されましたように、新センターの場合には直轄でありますからそのような措置がいろいろできると思えますけれども、法人になりますとなかなかこれは困難な面もあると思えます。しかし今回の場合、こういう措置でありますから、先ほどもお答えいただきましたように、特殊法人を希望する者については本人の希望する法人にできるだけあつせんをしていただくというところをお答えいただきましたが、労働条件も、同じように一つは給与がどうなるかということがあつていしょう。それからさらに、いままでの経験からいいますと、別の特殊法人に移った場合には格づけがどのようになっていくかという問題等があります。

さらに、新センターでも同じですが退職金、これはどのようにして従来ならば退職ですからそこで一応の清算がされていくと思えますけれども、そういう問題、さらに宿舎の問題、このようにあるわけですが、それについてお答えいただけますか。

○望月(哲)政府委員 いま先生御指摘のあった幾つかの点につきましては、私どもは先生のおっしゃったような御趣旨で各特殊法人に協力をお願いをいたしておるところでございます。それで、できるだけそのようにしていきたい、また、そうなると思っております。

○中西委員 特に三点目の退職金については、センターに在職をした期間、これは通算ということをお願いをし、他の法人でも措置をするように特に考えられるべきではないかと思えますけれども、どうでしょう。

○望月(哲)政府委員 御指摘の点は大変重要な点でございますので、ぜひそうしたいと思えます。

○中西委員 それでは地方公共団体、いろいろいかよくわかりませんが、いんと仮定をして、あるいは大学などに転出を希望する者についてはあつせんをする、あるいは大学については国立ですからこれは問題ないと思えますが、そういうお答えをいただきましたが、これも同じように、特に給与については新センターとのかかわりが出てまいりますので、これとの関係はどうなっていくのか。

そして同じように大変重要な問題でありますけれども、退職金はどうなるのか。さらにまた、移行措置として前回の国会のときにお答えいただきましたように、国家公務員として採用され、そしてその後希望する自治体とかいろいろなところに出ていくというふうなことがあるようでありましたけれども、そういう場合あたりにどのようにするのか。さらにまた、宿舎などについてどうしていくのか、この点、お答えいただきたいと思えます。

○望月(哲)政府委員 地方公共団体に参ります者につきましては、退職手当の通算ということを考えますと、一たん国家公務員にしてそれから地方公共団体に移すことが通算措置がやりやすいので、そうさせていただきますと思えます。

なお、給与それから宿舎等の問題につきましては、よく先方の地方公共団体と御相談をして、できるだけの措置をするようにいたしたいと思っております。

国立大学の者につきましては、比較的身内でございまして、私どもとしては地方公共団体の場合よりはそこら辺は措置がやりやすいと思っております。

○中西委員 退職金はよろしいですね。前回と同じですね。

○望月(哲)政府委員 退職手当につきましては、地方公共団体に行く場合も一遍国家公務員にして通算をいたしまして出せば、これは当然に通算になります。

なります。

○中西委員 次に、いろいろか知りませんが、退職を希望する者がもしあった場合に、現行の退職給与規程、これに基づいてやられると思えますけれども、そのように確認してよろしいですか。

○望月(哲)政府委員 これは現在の特設法人の範囲でやられるわけでございまして、現在の理事長はそういう意向でございますし、私どももその理事長の意向に沿ってこの問題については対応したいと思っております。

○中西委員 次に、先ほどお答えいただきましたように、現在センターの職員住宅におられるわけですが、そうしますと、今度たとえ新センターになった場合には身分が国家公務員に変わるわけでありまして、そうなったときに現在いる住宅、この関係は、できるだけ一定の住宅なり何なりが確保できるという条件が整わない限り追い出すというふうなことはないだろうと思うのですが、その点はどうでしょう。

○望月(哲)政府委員 国家公務員になられる場合には、当然その住宅も国の職員住宅となりますので、そのまますずといていただくことは可能でございます。

○中西委員 それから特に現在非常勤職員がいまね。これは単年度でなしに長期にわたっておられる方がいるわけですが、この非常勤職員の場合、もし希望するならば従前のとおり雇用関係は成り立つかどうか、この点どうでしょう。

○望月(哲)政府委員 そのような方向で考えております。

○中西委員 最後にありますけれども、移管後の運営につきましては、特に先ほども私申し上げましたように、社会教育面からいたしまして、それから私が再三申し上げました特殊法人設立について愛知文部大臣が発言をされましたような中身、そういうものを十分そんたくをしてこれからの運営をやられるということを言われましたけれども、特に前に私が指摘を申し上げましたように、

センターの労働組合の方で長期にわたって調査をいたしまして、この施設の拡充あるいは充実、そして発展ということを願って改善案なるものを作成をいたしました。これを讀ましていただきまして、いまだ重要な中身だということをおもひ認識をいたしました。そういうことで先ほど御議論がありましたけれども、これらの問題につきましまして、これから後運営をするに当たりまして十分留意をさせていただいてやっていただくようにお願いをしたいと思いますが、その点についてはどうなんでしょう。

○望月(哲)政府委員 センターの改善案につきましては、労働組合その他青少年団体、いろいろなところからいろいろな御意見が出ておりますが、私も組合の改善案というものについて何回も読ましていただきましたけれども、センターの将来のあり方についていろいろ建設的な意見も含まれておりますので、そういう点につきましても十分参考にさせていただきたいと思ひます。

○中西委員 最後に大臣、先ほどから申し上げておりますように、これから後の教育施設の運営等につきましましては私たちこれから内容等について十分検討をさせていただきたいと思ひます。私たちが主張いたしましたように、これらの運営についても本当に期待のできる運営をぜひさせていただきたいと思ひますが、どうでしょう。

○谷垣国務大臣 御指摘のとおりでございます。まず、いままでのセンターから新しい移管をされましたときに起きてきますいろいろな問題、これをスムーズにこなしていかなければならぬと思ひます。と申しますのは、職員の移管の問題について先ほど来御問答がありました点について十分なる配慮を払っていくということ、それから従来利用されておりましたような方々に急激な変化があったりするようなことのないように、従来の利用されておられる方が引き続き利用されるように運営をしていくということ、さらには先生がおっしゃいましたように、今後の新しい組織が社会教育全体の立場から見て十分に活用されるよう

な、そういうゆとりを持った運営を心がけていくという基本的な御指摘、これは十分にやっています。といたしておきます。

○谷川委員長 関連質疑の申し出がありますので、これを許します。木島喜兵衛君。

○木島委員 一言だけ。

いまの中西さんの御質問と、その御答弁でその筋がわかったのであります。しかし、大変長い間の審議でありますから、いま中西さんの質問及び答弁だけでもつめてそれでいい、何かやはり不安を感じるのです。先ほど中西さんが言われましたように、長い間のセンターの特殊法人をどうするかというところは、行政改革の文部省の関係の中におけるところの最大の焦点であったとあるいは言えるかもしれません。だから、たとえば体育局から社会教育局に移したなどというのは、それはそこを避けるための手段であったと先ほど中西さんがおっしゃったように、そういうことから、行革から来たのです。これを素直に認めなければいけない。ところが、そのように押しつけられ、痛めつけられ、避けよう避けようとしながら無理やり押しつけられたのだからかわらず、それは直轄の方がいいのだ、この方がよいか悪いのだ、こういうこともできるのだと押しつけられて、痛めつけられておりながら、なおそれがいいのだ、いいのだと言っているところが一番気に食わないのです。なぜなら、だからこそ愛知さんは、たびたびお話が出ていますからもう繰り返しませんけれども、社会教育というのは元来自発的なものだから法人の方がいいのです、直轄はいけないのです、こう言ってきたのです。自発的なもの、それが社会教育の原理でしょう。原則でしょう。だのにそれを国立へ移した方がいいのだと。押しつけられて、痛めつけられて、その上に今度こっちがいいのだ、いいのだ、こういうことをやるんだ——どうもならぬです。だから、しようがないというぐらゐの答弁の方がもっと正直でいいと思うのだが、皆さんはそうはいかぬでしょう。わかりますよ。だから、その原則という

ものをきちんと踏まえて今後の運営をやっていくのだ、社会教育というものはそういうものだ、愛知さんの言ったことが原則なのだ、だからそれは国立にしたところでその思想、その原則というものをきちんと踏まえて、その原則一手にしようって今後の運営をするのだということ、この長い間の審議の中でも私はずっと——いまの中西さんの御質問に対しては、いままでと非常に変った御答弁でありますけれども、私は聞きながらその点が一番気になってきたところなのであります。その点を踏まえてやるのかどうか、このことだけをお伺いして、私の関連とします。

○谷垣国務大臣 私が就任をする以前からこの問題にそれぞれ大変御心配をいたしておる委員の先生方の御意見でございまして、十分に御意見のほどは、従来からの経緯を踏まえての御意見でございましての拝聴もいたし、またことに社会教育というものの対峙しました物の考え方については、愛知さんの言われました問題も含めまして今後の運営の中に生かしていきたい、かように考えております。

○中西委員 終わります。

○谷川委員長 池田克也君。

○池田(克也)委員 オリンピックセンターの解散につきましまして、大変長い期間をかけて本委員会でも審議をされてきたわけでございまして、初めのころはともかく解散するのだということで、その後一歩どういうものができるのかというプランについて、私たちが納得させるものが最初出なかったような経緯がございました。その後三年の歳月を経まして、いろいろなプランあるいは私どもがこの委員会でも指摘をしました問題、そうした問題の取り込みが徐々に図られまして、いよいよきょうこの審議が最後だというふうになったわけでございます。

私は前から指摘をしておりましたように、一つには、この特殊法人オリンピック記念青少年総合センターで働いていらした方々の身分はどうなるのか、これは私たちが一番心配していたところでございます。私も一つ一つお尋ねしようと思ひましたが、中西委員の質問でそうした問題についてはば了解をすることができました。残る問題は、私が前から申し上げてまいりましたスポーツという問題、この点についての指摘を何かさせていただき、それについての政府側の御意見を承りたい、こう思っているわけでございまして、初めに大変具体的な問題ですが、今後の国立になりました際のオリンピックセンターの利用、これについてお伺いをしたいと思います。国立になるからいいのだ、そう単純なものじゃない。ともかくよくするために当委員会での私どもの主張というものを全面的に取り入れていただいて、そうして国民サイドに立つてよくするためにいかにするかということをお考えのべきだと思ひます。第一番目には、いままでの政府の答弁では、従来の運営形態をそのまま残す、その上で社会教育上の効果を上げるための諸施策を展開するというふうに答弁されておられます。一つは、この利用団体の制限ですが、従来のそのまま踏襲されることを私は望むのですが、国立となればそれについて私も疑念を若干持つわけで、この利用団体について従来どおりと考えていいか、お伺いをしたいと思ひます。

○望月(哲)政府委員 お答え申し上げます。従来センターを御利用いただいていた団体につきましましては、今後もそのまま御利用いただけるようにしてまいりたいと思ひます。

○池田(克也)委員 婦人教育会館というような文部省直轄の施設がございまして、ここにはその利用規則等が明文化されております。この施設となれば特殊法人の状況とは若干異なるのじゃないかと私も心配をするのですが、たとえば婦人教育会館の利用規則五条などには、あるいは政治あるいは宗教というような問題については、これは当然憲法上の規定からそれについての配慮はしなければなりません。従来そうした経緯がございまして、そうしてまた、その活動内容についてもいまままでその問題がないとされてきたわけござい

して、この点についても確認をさせていただきたいと思うわけでございます。

○望月(哲)政府委員 ただいま先生御指摘の点につきまして、国立の社会教育施設の均衡ということで、規定上はやはり同種の規定を設けさせていただきたいと思っておりますが、実際の今日までのセンターの運営の状況、実態等から考えまして、先生御指摘のような、従来利用していた団体が利用できなくなるといふような事態は起きないものと思っております。

○池田(克)委員 次に、料金の問題ですが、これはこれからの問題になるわけで、いろいろと詰めていられたいと思っておりますが、料金その他諸規定等でいま発表できるものがありましたら、なるべく詳しくこの際聞かしていただきたいと思います。

○望月(哲)政府委員 新センターの料金につきましては従来どおり有料といたしますが、国立の青少年教育施設というのを考慮いたしまして、青少年の負担についてはできるだけ軽減をいたしたいと思っております。

なお、一般の方につきましては大体従来どおりの料金で参りたいと思っております。

具体的に申し上げますと、青少年につきましては、従来宿泊料六百五十円のはかに研修施設の使用料を取られておりましたけれども、この使用料は免除することにいたしておりますので、その分だけが減額になります。それから一般団体につきましては、従来宿泊料が千五百円でございますが、研修施設の使用料が百円くらいになりますので、それを一まとめにして一本で宿泊料だけにしたしまして施設使用料は取らないことにいたしました。これが宿泊利用の方でございます。

それから、日帰りの団体につきましては、それぞれの部屋の利用その他の料金を徴収しておりますが、一般の方には従来どおり、青少年につきましては現行の六割、四割引きで参りたい、このように思っております。

○池田(克)委員 そうした面では、都心にある立

地といい、料金といい、かなりの利用が見込まれる、こんなふうな思われ方でございますが、具体的な施設の整備計画はいまいろいろ審議されているというふうな伺っておりますけれども、現在の施設は私も承知しておりますように非常に老朽化している。これを建てかへになる計画であると聞いておりますが、収容力、機能、そうした点で現在の計画についてわかっている範囲内でお聞かせいただきたいと思います。

○望月(哲)政府委員 オリンピックセンターの施設につきましては、御承知のように米軍の宿舎、それからオリンピック選手村というふうな利用されてまいったわけでございまして、もともと青少年の研修の施設という観点で整備されたものでございまして、さらにかなり施設も老朽化しておりますので、私もいろいろ御意見がありましたところを踏まえまして、直轄を契機にそういう問題に意欲的に取り組みたいと思っております。五十三年からいろいろ専門家の方々に集まっていたいて、新しいセンターの未来像というものについて鋭意御検討をいただいております。

なお、この検討はなかなか大きな問題でございますのでまだ結論が出ておりませんので、五十五年度も引き続き進めてまいりたいと思っておりますが、いままで出ました御意見を簡単に整理いたしますと、まず土地を有効に利用し、青少年教育施設としての望ましい環境の確保を図るということで、環境の整備を大いに考えていきたい。それから転用施設であり、老朽化の著しい宿泊生活関係施設の抜本的な整備充実を図る、青少年の多様な要求にこたえるための体育、スポーツ関係施設及び文化活動施設の整備充実を図る、それから青少年の活動、施設、団体等に関する情報、資料を収集し、提供するための関係施設の整備を図るというふうなことが大きな意見として出されておりました。収容力の問題につきましては、研修の機能と宿泊の機能とをどうするかということとは、

これからのいろいろな角度から御検討いただくことになっておりますので、なお最終的な結論には達しておりません。

○池田(克)委員 収容力について、いまの収容力を維持するということは機能上なかなかむずかしいのじゃないか。若干これが少なくなつてくると、半分以上に減るのじゃないかというふうなわれわれも聞いていたわけでございまして、この点についてはいまの腹案、それが必ずしもそのとおりになるとは思いませんが、その大体的な枠組みくらいでもお聞かせ願えないですか。

○望月(哲)政府委員 お答え申し上げます。

まだ最終的なものはございせんが、研修機能がかかなり多様な施設を必要とするので、やはりそれに必要なスペースを割かなければいけないのじゃないか。しかも空間もできるだけ広くして、スポーツのための空間も従来以上にしたい。そういうことになりまして、若干宿泊部門を詰めるかどうか、ただしその詰める度合いはまだ先生おっしゃったほどドラスタックなものという議論が出ていますわけではございせんので、そこからは研修機能と、いわゆるスポーツその他の空間の確保ということと非常に密接な関連をしております。

○池田(克)委員 私がその収容施設の問題で心配しますのは、一泊千二百円というふうなお話がいま出ました。原宿、代々木、参宮橋の東京では一等地です。裏には公園を抱え、南向きの傾斜で絶好の環境で一泊千二百円ならば殺到する。殺到すると——するかどうかわかりませんが、私はそう思うのです。そうすると、今度はその選択で、あなたのところはいいとか悪いとかという基準が出てくる。そうすると、特殊法人から国立になった場合いろいろな基準があつて、あなたのところはいいけれども、あなたのところは後だとか、こういうような問題が大概どこでも出てくるのです。そうしたときに、特殊法人の場合よりも国立の場合の方がそうした点で制約もある。われわれもそれについてはわかります。わかりますが

れども、利用団体はそのままでございます。これはたてまえですけれども、現実に申し込みをさばく段になるとなかなかむずかしい。そういう点も十分研究していただいて、そのことでのトラブルが今後ないように、トラブルが起きたときには、実はこういう規則でございます、そう言われれば、国会でやりとりする場合にかなり柔軟ですが、現実には担当者が窓口で申し込みをするということになると、なかなかそうはいかない。これは先行きを私は心配するわけです。ですから、あくまでもそうした点の規模あるいは需要の見込み、料金、これをよく研究していただかないと、後で、あの法律はこうやってつくったけれども、えらい迷惑だということが出てくるのであれば、せつかくのこうした新しいプランというものが意味がないんじゃないか。この点もう一言そうした方向を確認させていただきたいのです。

○望月(哲)政府委員 もちろん調査検討のための調査会でも、その利用の実態が日帰りが非常に多くなるのか宿泊が多くなるのかとか、そういう将来の展望も含めた上で慎重に御検討いただくことになっておりますので、一応その最終的な結論はそこらを全部踏まえた上の結論になるうかと思っております。

○池田(克)委員 それから先ほども出ましたが、このオリンピック記念青少年総合センターは、全国各地にある社会教育関係の青年の家その他のモデルと申しましょうか、中央の連絡調整機能というふうに私どもは理解しているのですが、それが東京にあるという以上はどうしても一つのサンプルになりかねないのじゃないかと心配をするのです。地方におきましては大変自然のいい立地にある関係から、またそれぞれの地域におけるかなり規律を持ったような、そうした面もあろうかと私は思います。それを全面的に否定するわけじゃありませんが、東京の代々木の地域にそうした地方におけるのと同じような形を持ち込んで、何時何分起床でこうだあだというふうな、そうした規律を持ち込むということは、ある面ではなかなか

問題を生ずる面もあるんじゃないか。都市に存在する施設であるという面からの特異な——特異なと申しまして、弾力的な運用を改めて確認をしておきたい、こんなふうに思っております。

○望月(哲)政府委員 先生御指摘の国立青年の家につきましては、これは団体宿泊訓練を大自然の中で体験させるというのが基本になっておりますので、酒はもちろん、今度のセンターでもお酒はどうかわかりませんが、要するに酒は飲まない、生活時間はきちっとするというところでございます。

それから、現在のセンターにおきましても、特殊法人でございまして生活時間というものは青少年教育施設でございまして一応決めておりますし、お酒を飲むことは許してありません。青少年教育施設でございまして、これは特殊法人であるという直轄の施設であるという程度、生活規律は守ってもらわなければならないと思っておりますし、またそのことが一つのいい体験にもなるかと思っております。

ただ、御指摘のように都会の施設でございまして、やはりそういう大自然の中で団体宿泊訓練をするという施設とはニュアンスの違った運営になることは当然でございまして、またその生活時間等につきましては、その取り扱いについてケース・バイ・ケースで所長がある程度弾力的に判断する余地は残すようなことにならうかと思っておりますが、ただ全くそういうものを取っ払ってしまうというわけにもまた青少年教育施設でございまして、でまいるかねるので、そこらは一応そういう施設の性格なり運営の方向なりというものを踏まえまして適切な決め方をいたしたいと思っておりますし、また従来の引き継がれた姿というものももちろんその中には配慮していかなければならないと思っております。

○池田(寛)委員 スポーツの問題は私前から申し上げてきたのですけれども、時あたかもオリンピックがこういふふうな社会問題と申しましようか、大きな話題を今日提起しているわけでございます。

まして、さきの予算委員会でも私大臣にお伺いしたのですが、オリンピックそのものがすで見直しの時期にきているんじゃないか、こういう議論もあるわけですか、つまり勝つためのオリンピックと申しましようか、こうしたものが今日までステートアマというふうなものを生んだり、あるいはそのための重荷に耐えられなくなって自殺をしたというふうな選手たちも過去にあった。私はそういう意味でオリンピックというものが外向きで世界の中で旗を上げるというふうなこともそれはあろうかと思っておりますが、反面そうした水準というものを社会教育に還元して、そして社会教育というものにスポーツとたくまざる融和の姿の中で還元していく、そういうことがどうしても必要だ。そういう意味でこの東京オリンピックの選手村だったところが、当初体育局だったのが社会教育局になった。前の議論では全く社会教育一辺倒というふうにも私も理解したのですが、その後いろいろ指摘もしお伺いをする中で、それにスポーツというものを濃厚に取り入れて新しい方向を打ち出すのだ。こんなふうに私理解をしましたので、これは結構なことだと思っているわけでございますが、スポーツとの関連でまたどんなような施策を考えておられるか、概括的にお尋ねをしたいと思います。

○望月(哲)政府委員 私どももまず考えておりますのは、先ほど申し上げましたように、新しい整備計画におきましてもスポーツの部分というものをできるだけ広げていきたいと思っておりますが、現実にもたゞいま少年のスポーツ教室をやったりして主宰事業の一つにそういうものを取り上げて現在もそういう方向づけをより積極的にいたしております。

それから、あそこで東京オリンピックを記念いたしましてオリンピック競技大会に関する内外の資料の収集、提供の事業をいたしておりますけれども、やはりこれをきちんと整理をいたしまして、オリンピック競技大会において優秀な成績をおさめられた選手の方々等が自由にそこへ集まっ

て、また施設としてもその方々の優秀な指導力に期待をするというふうなことで、そういう部分につきましては従来以上に整備を図ってまいりたい、このように考えております。

○池田(寛)委員 ぜひそう願いたいと思うわけですが、オリンピックという名前を機関の名称として使っているわけですが、前に私指摘したのですけれども、オリンピックの言葉を使用するについてもIOCでかなりそうした厳しい規定がある。いままでのオリンピックセンターは資料館という形でどっちかと言えば静的なものだった。いま伺いますと、わが国はこれからの世界に理解を求め、さまざまな観点で活動していく上では、民間外交の一番いいのはこうしたスポーツの域能な方々を世界に出し、また日本に戻しというふうな往復あるいは世界から来てもらう、それを単なる上手な方々ばかりじゃなくて、一般の小中学校を含めた、あるいは社会教育のそういう諸団体にも見せる、講演させるという形の、非常にすそ野の広いそうした活動の活発な場所がこのオリンピックセンターというものがなっていくならば大変いいんじゃないか。そういう意味で、いま局長の答弁にありましたような動的な宿泊施設あるいは懇談の場、こうしたものがぜひとも欲しいと私前から主張してまいりました。仮称国際スポーツセンターといううなもの——これは制度上いろいろ問題はあろうかと思いますが、現在の資料館といううなものじゃなくて、一步広げた形の国際スポーツセンター、名前はこれからまた御検討いただくとしまして、そういうふうなものを提案したいと思っておりますが、その方向はいかがでしようか。

○望月(哲)政府委員 先生御提案の点については、私どもも積極的に取り上げさせていただきますかと思っております。

○池田(寛)委員 それに関連して、今日、社会体育の発展というものが大変望まれておりますし、また着実に伸びていると思うのです。ところがその指導層、指導する方々となりますと、私は若干心もとない点がある。つまりスポーツのリーダーですね。前に私の委員会でも申し上げたことがあるのですが、子供の野球でカーブをやっているうちにひじが痛くなって、そして選手としての生命を絶たれた。スポーツ新聞の報道ですが、甲子園で大活躍した名古屋のある高校の選手が、夏の甲子園でたしか準優勝くらいまでいっていただけですが、その秋の国民体育大会での高校の野球に投げられなくなった。ひじが痛い。原因は小学校の時代からずっとピッチャーとして練習をし、カーブを多投したためにひじの筋肉が異常に発達し、軟骨も形が変わってしまったって物を投げることができなくなった。その原因をいろいろ私も聞きましたら、子供たちのスポーツの段階からかなり医学やスポーツの生理学等を学んだ人たちが気を付けて指導していかなければ、本当に一生懸命やっていて後に自分が運動できないというふうなかわいそうな目に遭ってしまふ。そういう意味で、社会体育でいろいろな広がりを持って今日活動されている中に、リーダーに対する配慮というものが国の制度としてもっときちっとしていかねばいけません。そういう意味でも、今度のオリンピック記念青少年総合センターにおいて、そうした指導者に研修なんかをうんとやっていただいて、単なる技術指導だけじゃなくて、そういう健全な心身の育成というものをやっているといるようなこういう配慮が必要だと思ふ。

そこで、大学局の方にお伺いしたいのですが、今日の体育系の大学の卒業生というものが就職されているわけですが、どうも体育の専門が生かされないというふうな声を私は聞きます。大ざっぱで結構ですが、専門が生かせる立場と、そうじゃない一般の職種とに分けても結構ですが、どんな状況になっているか、わかっていてる範囲でお聞か

せいただきたいと思ひます。

○佐野政府委員 主要な体育系の大学十五校、国立三校、私立十二校の卒業生を対象として、五十四年三月の卒業生について文部省の体育局で行われた調査がございす。これによりますと、卒業生約四千九百人の中で就職した者が六七・四%に当たる三千三百人ということになっております。就職者の内訳は教員が約三六%、公務員が約五%、スポーツ関係の会社なり団体等に就職をされている方が約一四%、その他約一二%ということになっております。就職者の多くは専門を生かした職業についているということが数字の上からは見ることができます。

○池田(克)委員 公務員あるいは教員——教員の場合は、私は体育系の教員が多かろうと思ひます。スポーツ関係の会社、こうした方々もそうだろうと思ひますけれども、私は現実には市町村などのそうした現場で見えておりまして、過去の教育を受けた方々——過去と言つてはなんですけれども、かなりの年齢の方々で、新しいそうしたスポーツ等の科学と申しましようか、そうしたものの指導を受けた人たちというのは、私の個人的な感觸ですけれども、まだまだ少ない。そして体育系の学生さんたちに伺つても、教員の口は余りない。これは全国的にあるいは局部的かわかりませんけれども、大変困つてゐる。そういう中で社会教育の分野におけるそうしたリーダーとしての希望が非常に強いわけだ。地方公務員志望というものは最近多いわけですが、私はこういう意味でさまざまな制度の中で隘路はあるかと思ひますが、今後社会体育の指導者として活用していくために、そうした点のたとえば単位の取得とか、地方の社会教育主事スポーツ担当などになりますと、卒業後かなりの年限を経た経験がないと入れないといったことも伺ひますけれども、そういうネックを解消して、スポーツの新しい技術や学問を学んだ若々しい人々を町のリーダーあるいはアドバイザーに活用すると申しましようか、そういうことがどうしても必要じゃなからうか、こう

した点でぜひとも今後の検討課題に加えてほしい、こういうふうに考へてゐるわけなんです。どなたからでも結構ですから、その辺についてのお考えを聞かしていただきたい。

○柳川政府委員 先生御指摘のとおり最近のスポーツに対する国民の関心と実践が高まつてきております。これを背景として社会体育の指導者の資質の向上あるいは養成、確保に対する要請は強いわけだと思ひます。

そこで、文部省といたしましては、この社会体育指導者の実態は、いま先生御指摘のとおり市町村において社会体育指導に当たる職務にある者、あるいは各種の体育施設におきまして指導者として専任の指導に当たる者、あるいは多くの方はボランティアの立場で民間の体育スポーツ活動を御指導になつてゐるという大変多種多様な方々が在ります。この方々の資格制度についていかにあるべきかというところは大変むずかしい課題でございすので、文部省の中にすでに資格制度調査研究会を置きまして、いま鋭意その面で問題の実態調査及びそれを受けましての検討を重ねておるところでございす。

それと並行いたしまして、体育施設における運営につきましても人的構成等が一体どうあるべきかというふうな面もございす。この辺も社会体育の実態調査を行つて、運営基準の調査研究会をいま設けまして検討を進めておるところでございす。

○池田(克)委員 最後のテーマになります。放送大学におきまして、これは後に法案が出てくると伺つておりますが、体育の単位を社会体育の単位と互換する、これは大変ユニークなことであつて、あつたキャンパスを持たない放送という媒体を使って大学教育をする、そういう新しい発想でございす。私もそれについてにはなるべくならば国民のそうした生涯教育のニーズにこたへるように進めたいと思つておるわけであります。この社会体育の単位と大学の体育の単位と互換するということになりますと、かなり社会体育

の方も詰めたものでなければならせんし、その指導者の養成というものは、体育系の大学あるいはその他のしっかりした指導者を社会の場に配置しなければならん。これは大規模な社会体育の整備が必要だ。これは放送大学の審議でもお話をしなければならんと思ひますが、今日オリソニック記念青少年総合センターの法律案を審議する際に当たりましても相互関連のある部分だと考へますので、今日までの検討の経過をお聞かせいただきたいと思います。

○佐野政府委員 御指摘のように放送大学の体育実技につきましては、放送大学で学ぶ学生の実情等を考へまして、各地域で教育委員会等が行われる社会教育の行事等を活用して弾力的な取り扱いをする方がよい、そういう考へ方が関係者の間にもございすし、私たちもそういう方向が適當であらうと考へておるわけだと思ひます。

放送大学を含めまして、大学通信教育の基準について現在大学基準分科会の特別委員会御検討をいただいております。この特別委員会でのこれまでの御審議の経過を見ましても、やはりいま申しましたような措置をとることが適當だということ結論が取りまされたと私どもは見えております。これは社会体育の単位と互換をするという若干語弊があるわけだ、大学の方で、大学の単位というものを大学の外、そういう場で行われた活動について認定をしていくという考へ方になるわけだと思ひます。

もちろんこれを措置するためには基準分科会の結論を待ちまして文部省として必要な措置をとる必要があるわけだと思ひますが、こういう措置が講じられることになれば、御指摘のように放送大学がそれぞれの都県に置かれる学習センターと教育委員会等との間に十分な協議をいたしまして、それぞれの地域に居住されている学生が地元の教育委員会等で行われる社会体育行事等に計画的に参加をしていく、そしてそこで十分な指導のもとに体育実技を行い、その成果を大学側が認定をするというシステムをとる必要がございす。これ

らについては関係局とも十分協議をしながら、また放送大学側の努力を求めながら対応していかなければならない課題だと考へておるわけだと思ひます。

○池田(克)委員 たとえば草野球が町にありません。一人の学生が草野球に入つてゐる、そしてそれは市町村等の教育委員会に所属をして定期的な試合とか行事が行われてゐるとした場合に、放送大学はそれが認定するに足りるとすればそれを認定して体育の単位を与える、こういうことになるわけだと思ひます。

○佐野政府委員 具体的にどのようなものについてというところまでいま基準分科会の方で詰めてゐるわけではありませんけれども、やはり学習センターと教育委員会なり地元の体協との間で十分な協議が行われて、学生がばらばらに参加するといふよりも何らか計画的に参加していく、それについてしっかりした指導が行われるという体制をとる必要があらうという方向での議論が行われてゐるわけだと思ひます。

○池田(克)委員 その辺は早急に詰めないで、大学の法案が出てくるわけだ、私たちが十分これは知りたいところなんです。同時に、通信制と申しましようか定時制、大学には二部がございす。働きながら学んでいる学生さんが今日もたくさんおられます。こうした方々にとつて体育の単位を取るといふのはなかなか困難な状態になつてゐるわけだ、単に放送大学だけじゃなくて今後そうした方向というものが検討されていくのだから、私はそこにあるべきだと思ひます。そういう点についての計画の内容について検討されてゐるのか、そういう問題をお聞かせいただきたいと思ひます。

○佐野政府委員 体育の実技について弾力的な取り扱いをしていくというものは、これは放送大学だけではなくて通信教育のところまでは同じ基準の問題として議論されております。しかし、夜間学部の場合に体育実技の履修方法について同じよ

うな弾力的な取り扱いをするかどうかというの
は、やや次元が異なった問題になると思ひます。
もちろん検討されてしかるべき問題だと思ひま
すけれども、このことは屋間の学部での取り扱
いにも波及をいたしますし、さらに大学におけ
る教育をどのように考えるかという基本問題に
かかわることでもございます。具体的な取り扱
いについてもいろいろ問題があると思ひますし、
簡単に方向を決めたいところがあるかと思ひ
ます。

いずれにしても、文部省の部内でも研究をいた
しますし、また大学の関係者にも問題を提起し
て議論が進むような配慮はしなければならな
いと思ひます。通信教育の場合のような取り
扱いが直ちにできるかどうかについてはかなり
慎重な検討を要すると思ひます。

○池田(克)委員 最後に、関連してと申しま
うか、いま大学局長からお話を伺ったので
すが、体育と大学における単位のあり方、こ
れは現実においている学生等においてはかなり
の関心を持っている問題で、何とか単位を取
らなければならないというので懸命になって休
みをとったりして、夏あるいは秋等の一日、体
育のそうしたことをして単位を取った、そう
いう話も私たちがよく聞きます。これは現実
問題として、これは現実問題としてぜひ文部
省としても検討をしていただきたい、私の方
からの要望として申し上げたいと思ひます。

最後に大臣、いままでのやりとりをお聞きに
なされたと思ひますが、このいわゆるオリセ
ンが新しく発足するに当たって、単なる社会
教育としての観点、単なる私もあえて申し
ますが、それに加えて体育局と社会教育局
との所管の問題もあらうかと思ひますが、
国民の立場に立つたところから、スポーツ
というものをあくまでもがっちり担保して、
そしてオリンピックの精神というものをそ
こに生かす、むしろ新しいオリンピックとい
うものをそこから新しい発想で生み出す、そ
うした方向にぜひこの機関を持っていって
いただきたい、この点について大臣の所見を
伺って終わりたいと思ひます。

と思ひます。

○谷垣国務大臣 御提議ございましたような
教育の中におきますスポーツのいわば新しい
連携と申しますか、重要性の認識、新しい立
場、新しいもの、御指摘のとおり大変大切な
ことだと思ひますし、また現在行われてお
ります各地方におけるいろいろなスポーツの
施設あるいは社会教育の現状においては、
すでにそういう動きが十分に出ておると思
ひます。

それからオリセンの利用の問題でございま
すけれども、あそこが東京オリンピックのそ
ういう因縁によってできたところであるとい
う事実は、やはりあそこが東京都内、さら
に明治神宮の外苑等のスポーツ施設を中心
として、大都市の中心であるということも踏
まえて考えてみますと、これは非常に大きな
意味があると思ひます。いろいろな具体的
な計画も進んでおるようでございますし、
けれども、それらの点を御指摘のごとく十分
考慮して運営していくという、これはいわ
ゆるあそこの施設の地理的な歴史的なものを
生かすか、ゆえんでもございまして、十分
に生かしていくべき必要があると思ひます。

○池田(克)委員 終わります。
午後二時に再開することとし、この際、休
憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後二時二分開議

○谷川委員長 休憩前に引き続き会議を開
きます。

オリンピック記念青少年総合センターの解
散に関する法律案を議題とし、質疑を続行
いたします。

質疑の申し出がありますので、これを許し
ます。栗田翠君。

○栗田委員 オリンピックセンター法の審議
といふのは過去すでに三年間にわたって続
いておりま

して、私もいままでの議事録全部を読ま
せていただきましたけれども、いまだに解決
していない問題がいろいろあるように思
ひます。

初めに行政改革との関係で伺わして
いただきますが、これはさきにも御質問が
出ていたように、行政改革の一環として
このオリンピックセンターの直轄化はさ
れるわけでございまして、先生御指摘の
とおりでござい

○栗田委員 昨年十二月の閣議決定を見
ますと、オリンピックセンターの直轄化、
それから日本安全会、給食会の統合、そ
してそれ以外にも法人の整理を文部省関
係の特殊法人はしないというように決ま
っています。文部省関係の法人は十ぐら
いあるように思ひます。そのうち文部省に
ばかり統合の要求が集中しているように
思ひますけれども、ぜひ文部省にばかり統
合の要求が集中しているように思ひます。

○谷垣国務大臣 文部省の行政改革につ
きまして御同僚の御意見、私も大変うれ
しく存じております。ただ、これはいろ
いろな事情があるわけで、一つは、文部
省の所管をいたしております特殊法人等
の整理、一つは、新しく一つお願いをし
なければならぬ放送大学学園という特
殊法人がございます。これはどっちかと
申しますと一つつくるわけでございま
す。そういうようなことも含まして各省
の並びが、もう一つは、今度の行革を
いたします場合に、今度の行革の時点から
見ますとオリセンの問題、三年ほど前に
決定をして国会の方にお願いをしたとい
う経過等もあった、そこらの判定もあ
ったのではないかと、私には思ひます。

ます。

○栗田委員 それにしても、まだ他の省
庁で行政改革の計画が未提出のところ
もかなりあるように思ひます。行管庁に
伺いますけれども、未提出のところはど
こでございましょうか。

○渡辺説明員 昨年の行政改革の中で
特殊法人の統廃合計画というの、一つの
大きな柱でございまして、その特殊法人
の統廃合計画は、総理府本府を初め八
省庁にございまして、名前を申し上げます
と、総理府本府、北海道庁、経済企画
庁、環境庁、沖縄開発庁、外務省、大蔵
省、郵政省、この八つでございまして、
これら八つの省庁につきましては、ほと
んどが主管法人が一つある、二つにすぎ
ないものでございまして、もちろん私も
これら八つの省庁の主管法人にございま
す。その結果、今回の対象として取り
上げなかった、こういうことではござい
ません。

○栗田委員 いずれも二つか三つとお
っしゃいます。大蔵省関係の特殊法人、
それから郵政省関係の特殊法人は幾つ
ございましょうか。

○渡辺説明員 大蔵省、郵政省ともに
四法人でございまして、大蔵省につ
きましては、日本専売公社、国民金融公
庫、それから日本開発銀行、日本輸出入
銀行、こういう四つになっておりますし、
郵政省につきましても、日本電信電話公
社、簡易保険郵便年金福祉事業団、国
際電信電話株式会社、日本放送協
会、こういうことになっております。

○栗田委員 特殊法人というものの数
え方もなかなかむずかしいようで、見
方によると大蔵省は十六ぐらいあるとい
う見方もできるわけでございまして、そ
こから辺のすれすれの範囲に入るものも
あるわけでございまして、いまの行管側
がお答えになった数でもそれ四つとい
うお話でございまして、いま行政改革の
案を提出しているところの中で、自治
省も四つだし、国土庁が五つぐらいで
ございまして、そういうところも出して
いるわけでございまして、い

特殊法人の役員につきましても、それぞれ任期が参りました人につきまして、ただいま申しました

ような三年計画でその趣旨に沿うような方向に改善を図っていくということで具体的に取組んでいるところがございます。

○谷垣国務大臣 いま政府委員の方からお答えをしたとおり、いまやっております五十五年の行革の特殊法人に對します役員は、そういう考え方で進んでおるわけでございます。これは確かにそういう自制をしなければなりませんし、それを進めていくつもりでございますが、従来いろいろやっております場合に、民間からいい人をぜひ欲しいというところで努力いたしまして、その結果としてたとえば処遇の問題でありますとかいろいろな点で案外に適材が見つけれなかったという事情も反面ありましたことを御了解を願いたい点があるわけでございます。

○栗田委員 では、今後そういう立場で努力は継続になるということですね。

次に、もう一つ伺いますが、先ほどおっしゃったような経費節減、効率化というようなさまざまな問題とあわせて綱紀肅正がいま非常に問題になっております。

ところで、ここに私一冊の本を持ってまいりました。これは朝日新聞の社会部が出している「公費天国」告発キャンペーンの舞台裏」というものですが、大臣、これお読みになったことがありませんか。

○谷垣国務大臣 まだ残念ながら読んでおりません。

○栗田委員 実はこの本の中に「赤坂村日記」というのが載っております。これは実は赤坂の大野という料亭で高級官僚などがいろいろ接待を受けた接待をしたりしている状況がずっと目を追って書かれています。私これを見ましてびっくりしたのですが、文部省もかなりそういうことをやっていらっしゃるんですね。この「公費天国」の中を見ましたら、七八年の一月から十一月までなんですけれども、この「赤坂村日記」に書かれている大野という料亭だけでも五回あります。まず六月十二日、「内閣官房幹部ら六

人、評論家との対談を雑誌社が録音。途中から元官房長官、元文相も同席。元文相は文化庁首脳とも。その他云々と書いてあるわけですね。元の文部大臣がいらっしゃるわけですね。それから七月十九日、「文部省幹部と元文相ら九人、よくこの元文相という方はここへ出入りしていらっしゃるようです。」「麻雀二卓。都市銀行とテレビ局社長。その他いろいろの方が出ていらっしゃるわけです。それから七月二十一日、「元外相が文部省局長就任祝い。文部省幹部と大蔵省大臣官房幹部」その他「東京の参院議員が単独で。四組十八人。」「八月二十三日、「元外相と大蔵省理財局幹部、建設省大臣官房幹部、文部省局長。交通会社社長。」「九月十九日、「七組三十七人とにぎわう。厚生省による大蔵省主計局幹部の接待。青嵐会代議士ら三人。文部省幹部と新潟県選出代議士ら十人。」

こうなっております。ざっと挙げただけで五回、七八年の一月から十一月だけで、たった一つの料亭だけなんですから、こんなふうに入出入りをしていらっしゃるんですね。日付まで細かく書かれておりますし、これはすでに朝日新聞で「公費天国」という名で連載されておりますから、全く御存じなかったというのではないと思

います。この内容は事実でしょうか。

○植木政府委員 ただいま先生がお話しになりました朝日新聞の「公費天国」の中の付録にございます「赤坂村日記」、いま文部省関係者が五回にわたって合合しているという先生の御指摘について、私は本を読んで承知をいたしております。このうち昭和五十三年の七月十九日、文部省幹部と元先輩の会合という点にしましては、文教に関する打合せ会というものを開催しておりますので、あるいはこれを指すものではないかと考えております。この会合につきましては、文教に関する諸問題について文教の先輩の御意見を拝聴しいろいろと御教示をいただく、そのために開かれたものでございます。そのほかの四つの会合につきましては、文部省の方でお集まりをいただいた会合ではございませんので、私の方としては存じており

ない次第でございます。

○栗田委員 この文教に関する諸問題で文部省が関知していらっしゃるものについても、私は料亭とは一体どのくらいお金がかかるのか知らなかったのですけれども、これを読みまして、何か普通で一人四万五千円くらいなんだそうですね。経費削減などと言いつつ、こんなところでなぜ合合しなければならぬのだらうか。一般庶民の感覚から申しますとそういう感じをつくづく持つわけ

でございます。

それから、その他については文部省は関知してないとおっしゃっているのですけれども、それでは会計検査院に伺います。実はこの問題は文教委員会では初めてですけれども、大蔵委員会とか地行の委員会ではもう取り上げられておりました。会計検査院はもう調査なさっていると思

います。ちょっと伺いたいと思

○栗田委員 御答弁に間違いはないとおっしゃっていますけれども、その他の文部省が主催して集めたものでないところにも文部省の幹部などが出ていらっしゃいますけれども、このことに関してはどうでしょうか。

○景山会計検査院説明員 私ども文部省から提出されております証拠書類及び検査の際に説明を受けて内容を存じているわけでございますが、内容の詳しい点までは個々には立ち入って調査はいたして

ございません。

○栗田委員 公費の乱用などがいま問題になっていて、一体こういうお金がどこから出てくるのか、それは私費でやられているのか公費でやられているのか、これは大変問題になるところです。文部省もさっきあとのことは存じませんとお

しやいましたけれども、これだけざっと具体的に名前が――名前といいますか事実が並んでいる以上当然調査をなさるべきであって、それは私は知りませんでは済む問題ではないと思

うわけです。それではあの方たちの問題、これは全部私費で出しているののか、こういうことも問題になってくるわけですね。その点でいかがで

うか。

○景山会計検査院説明員 私ども証拠書類その他支出簿に基づいて検査を行っているわけでございます。他の四件につきましては、私どもも事実内容は熟知して

○栗田委員 たとえば七月二十一日の例を挙げますと、文部省幹部と大蔵省大臣官房幹部ですね。七月二十一日と言えれば概算要求の根回しの一番大詰めに来たあたりだと思

うわけですね。そういうのは個人的にやっておりますかと思

います。一体こういう大蔵省の幹部と文部省の幹部が何を

していらっしゃるのか、お金は一体どこから出て

いるのか、当然こういうことが疑問になるわけですから、そういうことについては調査して

○植木政府委員 先ほど申し上げましたように、七月十九日の会合につきましては、文部省の方でお集まりをいただいた会合でございますので私どもも存じておるわけでございますが、その他この「公費天国」に書かれておりますものにつきま

しては、私の方では、お集まりをいただいたという

ことではございませんので、その内容については

全く存じておりません。

○栗田委員 会計検査院はどうですか。

○景山会計検査院説明員 そのとおりでございます。

○栗田委員 では、私改めて提起いたしますけれども、このその他についても公式の会計簿に載っ

ていないからこそむしろ問題なんです。公式に

載っていれば、それはお金がかかり過ぎて

いへ、これこれであるということがわかるわけですから、載っていないで、しかももしこれが

個人が出しているのではないとすれば、それこそ「公費天国」で問題になることなんです。そのところを本当に追及していただかなければならぬわけですし、いろいろな接待費の裏があるとか、いまでも鉄建公団を初めずいぶん問題になったのですから、それが調査をされずにただ表の調査だけで済むということでは、私は片手落ちだと思えます。もう一度あとの四件についても調査をしていただきまして、納得のいく御回答を後ほどいただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○植木政府委員 先ほど来申し上げておりますように、私もとしては公的に催しました会合は七月十九日でございます。その他の会合については、「公費天国」には書いてございますけれども、私も全く存じないわけでございますので、その点は何も申しかねる次第でございます。

○栗田委員 検査院はいかがですか。

○景山会計検査院説明員 ただいま会計課長の方から御答弁がありましたとおり、私もそこまで調査する権限もございませんし、私も事実関係の確認はできない次第でございます。

○栗田委員 出席していらっしゃる方のお名前も実はわかっていまして、調査する権限がないとおっしゃいますけれども、本当はそういうところが調査され、えぐられなかったならば、裏金が使われたり、表に出ないさまざまな接待費が流用されるということがあると思うのです。そこまで本当はメスが行き届かなければならないはずなんです。ですから、いま綱紀粛正、財政節減を言われる以上は、単に特殊法人の統廃合などというだけではなくて、政府内部での自助努力を強めるために徹底した調査をなさるべきだと思えます。いかがですか。また、大臣のお考えを伺いたいと思えます。

○植木政府委員 先ほど来繰り返し申し上げておりますが、全く同じ趣旨になるわけでございますが、ただ一つつけ加えて申し上げたいことは、いろいろな会合が必要に応じて行われるわけござ

います。この点は恐らく先生の御質問の御趣旨だと思えますけれども、私もいたしましては、官庁綱紀粛正という今日でございますので、いろいろと過度にわたることのないように慎重には対処してまいりたいと思っております。

○谷垣國務大臣 先ほど政府委員の方から御答弁しておりますように、正式に役所の主催としたしまして、一つの元文部大臣等の先輩の各位に御意見を伺うという会合があったわけです。これは先ほど検査委員がお答えをしておるようであります。その他の問題につきましては、これは私もいま初めてお聞きすることでございますし、また資料そのものもこちらの方では、政府委員が申しておられますように、わからないと申しますか、関知を要はしていないということでございます。

ただ、先生が御指摘になっておられますように、こういうふうに綱紀の粛正あるいは行政諸費の節約の問題がいろいろ言われておられますときに、そういう行政上のいろいろな打ち合わせ等の必要があることは考えられましても、場所その他のやり方はやはり配慮を要すべきものだと私は感じます。

○栗田委員 この問題につきましては、いま調査をしていない、する権限がないなどとおっしゃっておりますけれども、また引き続いてこちらにも調査を進めましてはつきりさせていきたいと思っておりますので、ぜひ会計検査院も責任ある態度をとっていただきたいと思います。よろしくございませう。もうなすいていらつしやいますので、それでは、余り時間が長くなりましますから次の問題に移りますが、今度のオリンピックセンターの直轄化に際して文部省がお出し下さった資料の中で、「国立オリンピック記念青少年総合センター関係予算主要事項」というのがありますが、これは最初昭和五十四年度、初年度の分としてつくられたものでございませう。

○望月(哲)政府委員 お答え申し上げますが、五十四年度の分でございます。

○栗田委員 そうしますと、これは五十五年度に

当てはめるといふおつもりでしようけれども、一年間の初年度の予算であつて、今後まだこれからのいろいろな変化が起きてくるということだと思えますけれども、この中で「オリンピック記念青少年総合センター施設整備に関する基本計画の調査研究」ということで調査費がついておられますけれども、一体この基本計画の調査というのはなことをしていられつしたのでしょうか。

○望月(哲)政府委員 お答え申し上げます。

オリンピックセンターの建物自体が大変古くなつてきておりますし、研修施設として当初からつくられたものじゃない等、かねてから各方面からこの施設のあり方については抜本的に改善を図つたらどうかという御意見、御希望が強く出されておりました。私もいたしましては、直轄になることを一つの契機にいたしまして積極的研究のために経費を五十三年度予算から計上をいたしました。現在引き続きあそこの場所で行う形でそういう新しい施設に切りかえていくのが最も適当であるかという観点から、青少年教育の関係者あるいはいろいろな施設を設計したりしたそういう建築の方の専門家等にお集まりをいただきまして、現在どういふふうにするかということについて御検討をいただいておりますので、最終的な結論には立ち至っておりませんので、五十五年度も引き続きどういふ形で今後の施設のあり方について御検討をいただくことにいたしておるわけでございます。

○栗田委員 そうしますと、大体どんなものにしていくのかという今後の大まかな構想、こんなものはまだ検討中で、出ていないわけですか。

○望月(哲)政府委員 いろいろなお考えがございませう。それで、先ほど申し上げましたように、やはり環境をもつと青少年教育にふさわしい環境にするとか、あるいは宿泊棟その他の整理を

してきちつとしたものにまよるとか、あるいは青少年の多様な学習の期待、希望に応じて研修のための施設の機能をもつと持つように考えていくとか、あるいはスポーツその他の場所等を十分とれるようにするとか、現在いろいろな角度から御検討をいただいておりますけれども、まだ最終的な案に到達はいたしておりません。

○栗田委員 いまのお話ですと、こんなふうなことをやってみようかという程度ですね。最終案が出ないどころか、大まかな構想すらも余りはっきり出ていないというかなり抽象的なお話のようなものでございませう。そうしますと年次計画なんというものも当然出ていませうね。

○望月(哲)政府委員 現在の段階ではそういうところでございます。鋭意御検討いただきまして、なるべく早い段階に最終的な案をいただきまして、それをもとに、私もいたしましては、関係方面とも折衝いたしまして年次のオリンピックセンターの施設の整備を図っていく、そういう考え方でおるわけでございます。

○栗田委員 一体この検討はどういう機関でやられていられるのでしょうか。それから、どういふメンバーの方がいらつしやるのでしょうか。

○望月(哲)政府委員 現在二十二名の方に御参加をいただいております。たとえば例を挙げますと、青少年育成国民会議というのがございませうけれども、その会長の土田さんという方で、これはユースホステル協会の会長もなさっております。それから建築の専門家といたしましては太田さん、あるいは東京工大の谷口さん、あるいは建設省の課長さん、それから学校教育の関係者としていたしましては、高等学校長協会の会長をなさつていました桂さんであるとか、浜松市立南陽中学校長の前島さんであるとか、そういう方にお入りをお願いしておりますし、スポーツの関係では大西鉄之祐先生、これは日本体育協合理事で早稲田大学の教授、あとは青少年団体といたしまして中央青少年団体連絡協議会委員長の小久保氏、あるいは全国子ども会連合会の事務局長末吉氏、それから

今度は公立の施設といたしまして公立の少年自然の家、青年の家の関係の方等にお入りをいただいでやっておりますし、さらにマスコミ関係から日本経済新聞社地方部長の大石さんという方、そういう方にも御参加をいただいておりますわけでありま

○栗田委員 このメンバーは一体どこで選ばれたのですか。

○望月(哲)政府委員 これは文部省、私のところ

で選ばせていただきました。

○栗田委員 かねがねオリンピックセンターをな

るべくいままですてきた実績を生かして考えて

いくのだというところをおっしゃっていますけれど

も、結局この中にはオリンピックセンターの中で

実際にやってきた方たちは入っていないし、ど

ういう点を改善したらいいかと、そういうところ

が何も入っていないですね。

もう一つは、一体いつごろから検討していらっ

しゃるのかという点も問題になるのですけれど

も、この二点についてちょっとお答えください。

○望月(哲)政府委員 お答え申し上げます。

この会議を発足いたしましたのは五十三年十一

月でございます。それから五十三年度中に全体会

議を三回、小委員会の会議を二回、五十四年度中

に全体会議一回、小委員会の会議を四回開催いた

と具体的に開かれた形でございますか、やられるべきじゃないかと思うのです。オリンピックセンターで働いていらっしゃる職員の方々は改善案というのを提出していらつしやうて、私はあれを読みましたけれども、実際に現場にいなければなかなかわからないような改善案が出ています。しかし、そういうものはこちへ入らない、こういう問題になるわけじゃありませんか。

○望月(哲)政府委員 組合の出されている案を私

どもも読ましていただきましたし、もちろんここ

においでになつていらっしゃる方々の中でもオリンピッ

クセンターの運営に直接いろいろと御関係をして

いておる方々がいらつしやうるわけでございます

で、そういう方々はつとにそういうことについて

も御承知でございます。そのほかいろいろな方面

からの御要望等も十分踏まえたが、しかし建築

の専門的な観点からやはりそれをどういうふう

にうまくまとめいくかというところはまた別途の検

討もございまして、建築の専門家の方々にもお入

りをいただきますが、検討を進めておるわけござ

いまして、いま先生御指摘の組合の意見を初めい

ろいろな意見をもろろこの調査会での検討には

参考をさせていただきながら進めていただいでお

るような状況でございます。

○栗田委員 私そういう点が心配になるのですけ

れども、結局文部省が選ばれたら、いろいろ

になるのか。そんなことはわかっていらつしやいますか。

○望月(哲)政府委員 まだ具体的な施設の姿とい

うものが明確に整理をされておられませんので、い

まどだけの経費がかかるか、あるいははだだけ

の人員になるかというところまで想定はいたして

おりません。しかし、私もどなたもいたしては、

青少年の教育の充実のために必要な経費という

のを出すことは決してむだ遣いじゃございません

ので、できるだけがんばっていいものををつくり

たい、こういう気持ちでおるわけでございます。

○栗田委員 必要なものを出すのはむだ遣いじゃ

ないというのには本当にそうなんですけれども、必

要であつても経費削減のために統廃合せよなんと

いうことさえやられてる現在、むだ遣いじゃな

ければ何でも出るかということだつて問題になり

ます。それから人員の見通しも最終的な見通しが

ない。こういうことになりまして、行管庁に伺

たいのですけれども、たとえば総定員法との関係

だと、それから経費削減とかおっしゃつてお

られる。これは当然のことでございますけれども、この業務への対応の仕方といたしましても、直轄化の後、業務の処理方法の変更改善ござい

ますとか、組織もできるだけ合理化をするとい

ったようなことで、特殊法人時代の七十八人とい

う定員、これと同じの同数でもって新しい業務に

対応する、こういういろいろな口で申します簡

素効率化といった面でも行政改革の一環として

置づけし得るのではないかと、こういうふうに考

えておるわけでございます。

○栗田委員 いまのような御答弁は前の五十四年

の審議の中でもしていらつしやうるようすけれど

も、ちょっと私の伺つておることとずれておるわ

けです。それは役員の数を整理されて、そのため

の人員費が減るとか、そういうことは確かに一部

にあるでしょうけれども、私がいま伺つておるの

は、施設設備の整備ということとかなりこれから

膨大な計画が出てきたら、そういう点で膨大な予

算がかかるのではないだろうか、それでもいいの

かということをお伺つておるのですし、それから人

員の適切な配置とおっしゃいますけれども、た

上げられませんが、七十八人の体制で業務遂行が可能ではないかと考えている次第でございます。

なお、将来の問題として定員増が必要になるかどうか、この辺につきましても、実際に直轄化されて業務運営の実態を見た上で、また文部省御当局から増員の要求がございましたら、その段階でよく御相談をしてお話ししたいと思います。それで、遠い将来に定員がふえれば、今回の組織体制の切りかえ自体が行政改革として位置づけられないのではなにかという御疑問だらうと思えますけれども、その辺は別の問題ではないかと私も考えているわけでございます。

○栗田委員 つまり未知の問題があり過ぎるので、ふえるかもしれないしふえないかもしれない。必要な経費、合理的な再配置と言葉で言われていますけれども、その中身が具体的に何なのかわかりません。合理的と言ってもこれは主観的でして、政府側が合理的だと思えなくても私も私どもは合理的だと思えない場合もありますし、必要だということだって主観的な問題ですね。いまこんな議論をまたしていただければならないということは大変問題だと私は思うのです。過去三年間にわたって審議をされて、国会でも二回くらい参考人をお呼びして質疑もやられているようで、議事録はぜひ膨大なものができていると思います。

その中でも、基本構想はどうなのかという質問がずいぶん出ているのですけれども、それについてこれだという答えは一つも出ておりませんので、またきょうここでやらなければならぬわけですね。一体三年間何をしていたらいいのかな、こういうふうな状況では、採決しろと言われても私も採決できないですね。後どういふものになっていくのかわからないじゃありませんか。一体どの程度の構想で、予算はかかるのかからないのか、人数がどうなるのか、配置がどんなふうになるのか、全くわかりません。筑波大学が東京教育大学から筑波大学に移転したときには創設準備会というものができて、大学の

先生方、職員の方も入って、そこで大体の構想についていろいろ検討がされたという当時の経過があります。そういうことから考えても、オリンピックセンターが直轄化されるについても、大きな基本構想を発表されて、それに沿って検討されるべきだし、私たちにだってそれは出されるべきだと思えます。しかも、きのうきょう問題になったわけではなくて、いままでも三年間もさんさん要求が出てくるのに基本構想が出てこないのかという事です。これでは判断のしようがございません。こんな状態になっていて一体どうなんでしょう。

○望月(哲)政府委員 先生、基本構想というお話でございましたが、その基本構想の中には、まず国立の機関になったらどういふ事業をやるんだ、どういふ仕事をやるんだということも一つの基本的な考え方であるという事で、それらにつきましまして、私どもとしては国会に資料もお出しをし、またその線に沿っていろいろと予算の実現に努力をしまいつけておるわけでございます。

施設につきましては、先ほど申し上げましたように大変大きな施設でございますし、新しい時代に即応するためにはいろいろな角度から検討しなければならぬし今後の見通しも立てなければならぬしということでございます。これは時間をかけて検討していただいておりますのでございますが、切りかえた後にいまの施設を利用しながら当面どういふ事業をやるかについては、先ほど先生から御指摘のありました予算の事項として資料を提出させていただいたわけでございます。

○栗田委員 この事業の中身もさんさん問題になって五十四年に出たというわけですね。私さっきから申し上げているように結局、全体構想、施設設備がどうなるかという事だってもう三年かかっているわけですから、三年間検討なさったからアウトラインぐらいは出るのが当然だと思っております。長い時間をかけておっしゃいますけれども、一体いつごろまでかけておやりになるおつもりですか。

○望月(哲)政府委員 私どもといたしましては、なるべく早く結論を出していただいてそれから後の計画を立てたいと思っておりますが、建築の専門的な立場でのいろいろな御検討も十分やっていたきませんとせっかくの構想が絵にかいたもちになってしまっておそれもございますので、そういう点でできるだけ早く結論を出していただくように委員の方々にもお願いを申し上げておるわけでございますが、そこらのところがどうなるかという点は技術的な問題として残りますけれども、私どもといたしましては、少なくとも五十五年度には一応の結論に到達していただきたいと思っております。

○栗田委員 とにかく法案が採決されるかどうかというところへきていて、まだそういうものが私たちの前に示されないという事でですね。三年間たって示されなくて五十五年以内にはわかるけれども、正直言ってこれでは判断ができないという事は本当なんです。実際にいのか悪いのか判断できません。こういう状態になぜ、三年間も、三回目の審議までしていらしたのか、これはやはり責任があると思えますが、いかがですか。

○望月(哲)政府委員 専門家の方々にお集まりをいただき御検討をいただいております。いろいろ解決すべき問題が残っておりますのでございまして、私どもは専門家の方々には大変お忙しい中を御無理をいただいております。できただけ急いで結論に到達するように今後も専門家の方々の御協力をお願いさせていただきます。この次第でございます。

○谷川委員 関連質疑の申し出がございまして、これを許します。山原健二郎君。

○山原委員 いま二十二名のお話が出ましたが、この名称は何ですか。

○望月(哲)政府委員 お答えいたします。オリンピック記念青少年総合センターの施設整備に関する調査研究協力者でございます。

○山原委員 これはどなたかの諮問機関ですか。

○望月(哲)政府委員 これは局長が専門家の方々にお集まりをいただいております。御意見を出していただくための会でございます。

○山原委員 諮問機関ですか、何ですか。

○望月(哲)政府委員 法律に基づきます審議会というのが一般には諮問機関と言われておりますが、これはそれほどちとしたものではありません。が、これは専門家の方々にたびたび会議を開いていただいております。御意見をまとめていただき、それをわれわれが行政上の参考にさせていただくための会でございます。

○山原委員 そんなところに問題があるのじゃないですか。三年間もたつて大変漠然と何か研究をしていくという事ですからね。いまお話を聞きますと小委員会を含めてすでに全体会議を七回くらいやっておられるわけですね。その中間の報告はできませんか。どんなことが討議されておるか当然この委員会に出すべきじゃないですか。

○望月(哲)政府委員 お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように土地を有効に利用し、青少年教育施設の望ましい環境の確保を図る、あるいは転用施設であり、老朽化の著しい宿泊生活関係の施設の抜本的整備充実を図る、青少年の多様な要求にこたえるための体育スポーツ関係施設及び文化活動施設の整備充実を図る、青少年の活動、施設、団体等に関する情報、資料を収集し提供する関係施設の整備を図る等、いろいろな御意見がございまして、それを具体的な施設の中にどういふふうに組み込むか、しかも宿泊と研修とのバランスをどうするか等、いろいろな問題が具体的にございまして、まだそこまでは案が固まっていらないというのが現在の段階でございます。

○山原委員 三年もかかって、いまあなたが申し上げたことは研究の項目が出ておるにすぎないんですよ。それに基づいてどんな意見が出されて、そしてどういふふうに固まりつつあるか、あるいはこの二十二名の委員の方たちが大体どういふ構想を持とうとしておるかぐらいのことは、こ

の法案採決に当たって当然この委員会に提出すべきです。これを要求しますが、いかがですか。

○望月(哲)政府委員 現段階では、まだ具体的なそういう設計の段階まで最終的な整理をするというところまでは至っておりません。したがって、専門家の方々の御検討でもございますので、私どもいまの時点でそこまでのものを出すという事はちょっとむずかしいのではないかと考えております。

○山原委員 でも、どんな委員会にしましても、どんな参考意見を聞く会にしましても、三年間たてばそこそこのものが出てくる。それが最終的なものではない、あるいはそれにはまだいろいろ意見がついておるといふようなことがありまして、まさにきょう採決をやるうとしておる段階で、いま栗田さんがこれでは賛否のあれをしにくいじゃないですかと言ふのは、私は当然だと思ひます。したがって、なし得るならばこへ一体いままですという討議がなされておるのかという内部の資料というものは報告していただきたいと思ひますが、これは委員長、私は栗田さんの要求は当然の要求だと思ひますが、委員長にお伺ひしたいのですが、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 委員長に対しての御質問であります。私に私が出てまいりまして失礼でございますが、いま政府委員の方からお答えしておりますように、まだいろいろ御意見を聞いておつてまゝまゝがついていないというの、お答えをしておるとおりだと思ひます。

ただ、私たちといたしましては、現在の施設、建物がかかり老朽をしておる現状は、これはだれが見ても出てくると思ひます、それが何年までもつかという問題は除きまして、でありますから、とにかくそのそういう施設を建て直しをしなればならぬ、こういう気持ちは持つておるわけでございます。もちろん先ほど栗田委員からいろいろ御指摘がございましたように、それではそれをいつどう計画でやるかという問題になりますと、設備の問題もまた具体的な形が出ておるま

ので、まだその問題が残つておるわけでござい

ます。そしてまた、もう一つ財政上の問題もなかなか年々厳しい状況になっておりますから、三年前にそういうことができておりますればまた状況があらましようが、ことしの段階になりますとなかなか苦しい状況があることは私どもも認めざるを得ぬと思つております。ただし、あの建物その他を長くあのまゝの状況にしておくわけにはいきません。したがって、それをこの私たちが期待をいたしております今度の新しいセンターの役割をにらみながら、それにふさわしいものにどうしてもやっていきたいという気持ちを持つておるわけでございます。

私もまだこの協力者会議の皆さんの御議論の進行状況というものを正直なところつぶさには局長から聞いておりません。聞いておりませんけれども、一つのめどといたしましては、願わくば、これは私の願ひでございますが、五十六年度の予算編成の諸準備、五十五年度ではなくて五十六年度の予算編成の問題を議論いたします八月なり何なりにはある程度のものでございまして、五十六年度の予算要求の中に入つてこないわけでござい

ます。できますればそういう時期までに一つの形を整えたものとして、財政状況はいろいろあるうとも、めどを立ててやっていく必要があるのではないかと、私はそういうふうにお考えをしておりますが、せっかくお願いをいたしました協力者の皆さんの状況をまだ十分に私把握しておりませんので申し上げかねる点があるのは御了承願ひたいと思ひます。いまの段階ではそういう気持ちを持つてやつてまいりたい、こういうふうに考へておるわけであります。

○山原委員 施設設備、それであれば老朽しておるとか、いま大臣がおっしゃるやうにこういうところは直していくという事はわかります。わかります、同時に、いま栗田さんが問題にしておりますのは、単に施設整備だけではなくて、このオリンピック青少年センターというものがこれから

ら国立化された場合にどういうふうな方向に向かうのかということも含めてお聞きになつておるわけですね。それは私は当然国会へ出していただく

なければ、いまのような部分的な御答弁では国会の審議としては非常にやりにくいことは事実ですから、しかもこれはいままでたびたび要求してき

たところでございますから、きょうは採決という段階で全部出せと言つてももちろんすべてを出すことができない状態にあることはわかりますけれども、しかしこれは国会にとつては非常に不親切な行政の態度ではないかということ指摘しておきたいと思ひます。

運営その他につきまして栗田さんの方から引き続き質問があると思ひますから、その点十分な御答弁をお願いをしまして、関連質問ですから私はこれで終わりたいと思ひます。

○栗田委員 いま山原委員からも要求がありましたように、できる限り早い時期にこの検討委員会

が検討しておられます中間的な報告を出していただきたいと思ひますが、よろしくござい

ね。○谷川委員長 委員長から答弁をいたします。東京オリンピック記念でつくられました青少年社会教育の施設でございますが、この施設が文部省の機関になるわけでございまして、文部省として、現在鋭意努力中の検討が済み次第、至急この委員会にその検討の内容を提出をしていただきたい、こういうふうに考えます。

○栗田委員 それでは次の問題に移りますけれども、このオリンピックセンターが国立化された場合には、利用規則とでもいふべきものですが、これはどういふものをお使いになるのですか。

○望月(哲)政府委員 一応オリンピックセンターが直轄になりますと、大体私どもといたしましては、いわゆる青年の家のような団体宿泊だけを目的とした施設ではございまして、国立婦人教育会館のようにいろいろな形の研修を受け入れるような施設運営にならうかと思つてござい

ますので、おおむね国立婦人教育会館と同様の管理運営のための規則を設けることにならうかと思ひますが、ただ一つ、現在の国立オリンピック記念青少年総合センターにおきましては、青少年のための施設であるけれども、その目的達成に支障のない限り一般の方に大いに利用していただくということがございます。御承知のようにああいう場所でございますし、かなり大きな施設でございます。その施設が一般の方にもその施設本来の目的の達成に支障のない限度において大いに活用していただくことは適当なことであらうかと思ひますので、その点につきましては、私どもはそういうことも利用の関係の規定の中に織り込んでまいりたいと思つております。

○栗田委員 いままで利用していらつした方が、国営化されることで利用しにくくなるのではないかと心配がかねがね出ておりますけれども、その点についてはいかがですか。

○望月(哲)政府委員 その点につきましてはかねがね関係の方々に御心配いただいておりますけれども、私どもとしては、これが特殊法人から直轄の機関になりまして、同様に気軽に使つていただけるようにしたいと思つております。

○栗田委員 準じて使われるという国立婦人教育会館の利用規則を見ますと、第五条で「会館においては、次の行為を行つてはならない。」という禁止規定がござい

ます。これをみますと、第一が「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動」、第二が「特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動」、それから三番目が「専ら営利を目的とする活動」というふうになっております。いままでオリンピックセンターの職員の方に

伺いますと、たとえば政党の派閥の集會なんていうのも開かれたりして、それから宗教団体がお使いになつていたりして、その使用目的は何であるかという事はありますけれども、政党の派閥なんか集會をやられたこともあろうし、それから宗教団体はつきり宗教団体を名のつて使つていらしたというところもあるんだと思つて

すね。こういうい

今まで使っていらしたところというのはどうなんですか。

○望月(哲)政府委員 先生ただいま婦人教育会館の利用規則の五条をお読みになりましたけれども、私も、ここに掲げられているものについては施設の性格からして御遠慮をいたしたい。それはいまでも基本的にはそういう考え方があるわけですが、ただ単純に派閥だからとか、あるいは宗教団体だからというだけでそれを拒否するというのではなくて、その利用の内容、事業内容等で御相談をして御利用いただいているわけでございます。それは今後も同様に考えていきたいと思っております。

○栗田委員 そうしますと、使用目的によつてはよい場合があるということですね。

○望月(哲)政府委員 いまでもそうでございます。しかし、これからのそういうことで対処してまいりたいと思っております。

○栗田委員 いままでの議事録を見ますと、運営委員会というものを置くということが幾度か述べられております。この運営委員会というのは、一体何を行うところですか。また、どういう性格のものでしょうか。

○望月(哲)政府委員 お答え申し上げます。運営委員会は、このセンターの事業の基本的な運営方針に關しまして、所長に対していろいろ助言をしたり、意見を述べたりする機関でございます。

○栗田委員 事業の運営に關して所長に対して助言をするということなんですね。これはどんなメンバーがなるのですか。また、そのメンバーはだれが選ばれるのですか。

○望月(哲)政府委員 お答え申し上げます。

現在私どもでは二十人以内の運営委員をお願いしたいと思っております。それで、まだ具体的な人選は固まっておりますが、やはり青少年団体の代表の方あるいは青少年教育指導者の方、それからさらに、やはり広くいろいろな観点から御意見を賜りますような学識経験者、たとえば学

者の方とか評論家とかジャーナリスト、そういう方に御参加をいただきまして、幅広い運営ができるようにしたいと思っております。

なお、任命は文部大臣が任命いたします。

○栗田委員 文部大臣が直接任命をなさるわけですが、これはだれが推薦をなさるのですか、それとも大臣が直接この方というので御一存でなさるわけですか。

○望月(哲)政府委員 形式的には文部大臣が直接任命をなさる。ただ実際には、たとえば国立婦人教育会館であれば館長の御意見等を十分承りながら幅広く人選をいたすということでありまして。

○栗田委員 この辺で少々心配も出てくるわけで、運営その他かなりの部分を助言する方なわけですね。本当に幅広く選ばなければよい運営もできないというふうに思っています。

それで、労働組合が昨日、労使で確認書をとつて、文部省も立ち会われておりますけれども、その中で今後の運営委員会のあり方などについて確認をしているようでございますが、その要求を見ますと、宿泊業務もありませんので、宿泊業務の経験者とか、また労働者代表、それから利用団体の代表なども入れてほしいという趣旨のことがあります。私たちが考えても、幅広いという意味の中にはそういうものも入れて、宿泊そのもののにしてももっとスムーズにいくように、いままでの経験の蓄積の上で改善されていくように、実際にそこで働く方たちの意見も入るよう、こういうことが必要になってくると思っておりますけれども、運営委員会の中にそういうものを入れる方がより幅広いと思っておりますが、いかがでございますか。

○望月(哲)政府委員 運営委員の人選については、先ほど申し上げましたようにまだ確定はいたしておりません。ただ、利用者の御意向等幅広くこのオリンピックセンターの運営に反映できるような方法は十分検討してまいりたいと思っております。

○栗田委員 私は時間がありませんから、この事業

内容を一つ一つ詳しく伺いたいと思つたわけなんです。いろいろな協議会とか研究会とか、いろいろなものがある中で、この七地区という項目だけ見ても性質がよくわからないので、これもちょっと判断に困っている中身なんですけれども、時間の許す限り伺おうと思っております。

たとえば青少年教育施設団体連絡会議七地区というのがありますね。これは連絡協力事業の中に入っているわけですが、この七地区というのは何を指すのか、また、どんな規模で、どんな内容の会議がされるのか、こういうことをちょっと伺います。

○望月(哲)政府委員 お答え申し上げます。

これは一応全国を七ブロックに分けてやりたいと考えておるわけでございます。そのブロックの分け方をいまだどうするかというところはこれからなお具体的に考えていくことになろうかと思つてます。全国一か所に集まっていたより分散した方が必要でございますけれども、やはり少数の方に集まっていたらいろいろ議論が詰まるというところも必要かと思つて、これは七地区に分けて実施をいたしたいと思つております。一応青少年自然の家とか青年の家とか児童文化センターとか、そういう青少年教育関係の施設でいろいろ現実に仕事をしています方、あるいは各青少年団体で具体的に団体活動を積極的に行っている方、あるいは関係の方々の体験に基づく御意見等も反映しながらセンターの方の仕事も充実していきま

し、同時に、全国各種の施設あるいは団体も意外にまだ相互の連絡というものが十分いっていないので、その連絡を十分することによってそれぞれの施設のあり方なり団体のあり方なりに益するものを得たいというお気持ちも大変強いものでござい

ますから、そういうこともその場を通してやっていただく、このように思つておるわけでございます。

○栗田委員 それでは、たとえば主宰事業で勤務

青年ゼミナールというのがございますが、これはどんな規模でやられるのか、また、講師などはどういうふうな選定方をされるのか、内容はどうかということなどはどうですか。

○望月(哲)政府委員 お答え申し上げます。

勤務青年ゼミナールは国立になるからやるということではなくて、従来もやっておる事業でございます。まして、昼間職場で働く青年たちが夜間に集団宿泊生活をしながら一般教養、青年団体活動、最近では団体だけでなくいろいろグループがござい

ますがグループ活動、それから青年の社会参加などについて研修するとともに、相互の交流、交歓を深めるものでございまして、大体一週間ぐらいの期間で今日も実施をしておるわけでございます。

それで、昼間は出勤いたしまして、夜講師の方の講義を伺ったり、分散会を開いてグループで話し合いをして助言者にそれに参加していただいている教員をいただく、そういうような形でやってきておるわけでございます。従来からセンターでやってきておる事業でございますので、これを国立になりました後も引き継いでまいりたい、こういうふうに考えております。

○栗田委員 講師はどう選びますか。

○望月(哲)政府委員 講師は、現在はおそこでは形式的にはセンターの理事長が選んでいただいておりますけれども、各種の青少年団体等もいろいろあ

そこでは運営に協力されていらっしゃる方々から、そういういろいろな方の御意見も伺つて講師を決めておられると思つてます。

○栗田委員 それから、新規事業で調査研究事業

というのが入りますけれども、たとえばこれを見

ますと、青少年教育施設における研修プログラムを開発し、まとめて刊行するというようなことが

ありますけれども、これなどはどんなぐあいに

やりになるわけですか。

○望月(哲)政府委員 先生御承知のように、現在

多くの子供たちが学校でいろいろな手厚い教育は受

けておりますけれども、家庭環境の変化あるいは

生活環境の変化等によりまして、いろいろと学校の外の教育の場でいろいろな適切な指導を受けることが子供たちの健全な育成のために大変必要になってきておる状況でございます。あるいは子供会に参加するとか、あるいはボーイスカウトに参加する等団体活動に参加したり、あるいは市町村が計画したそういう施設を利用しての活動に参加する、あるいは学校が計画してそういうものに参加するというようなことが行われておりますが、そういう問題につきましてそういう必要性が高ま

2000

○栗田委員　いままで国立や公立の青年の家とか少年の家などで、こういうものもそれぞれの特色のあるやり方でやってきておりますね。それがもしかしたら開発をされて一律化されるということがあるのではないだろうか、そういう心配も持っています。伺ったわけなのですけれども、その点はどうでしょう。

○望月(哲)政府委員 私どもといたしましては、いま施設の關係者が持つてゐる悩みというものを非常に痛切に感じますものですから、決して統制するといふ意味でこれを開發するのではなくて、むしろ一緒になつて考えながら、もつともつと青少年教育施設のあり方というものをいいものに、教育的に効果あるものにするための努力を一緒にやつていくという気持ちでこの問題に取り組まさせていただきますと思つております。

○栗田委員 ぜひそういう立場で貰いていただき

たいと思うわけです。

最後に貸与団体、いままで建物を借りていた団体の問題で何うのですけれども、この中で日本生産性本部、それから日本経済青年協議会などは宿泊利用者のあっせんをいままで中にいてされて、あっせん料などを六％ほど取っていらしたということなのですが、国立化された場合には、こういうあっせん料とかその他余りなじまないものだと思いますけれども、これはどういうふうになるのでしょうか。

○望月(哲)政府委員　お答へ申し上げます。

あつせん料は出すことはできませんので、これは各団体にその点は御承知をいただくことにいたしております。

○**栗田委員** 最後に、先ほど午前中にも社会党の中西委員が労働者の要求について細かくお聞きになりました。あの確認書の立場でぜひともその履行をしていただきたいということを私の方から重要請をいたします。そのことについて大臣その他のお考えも伺いまして、私の質問を終わりにいたします。

○谷垣国務大臣 午前中にお答えいたしましたとおり、誠意をもってやってまいりたいと考えております。

○谷川委員長 和田耕作君。

○和田(耕)委員 このたびの行政機構の改革の一環としてオリンピック記念青少年総合センターの分散の問題を取り上げておるのですけれども、現在あるいは将来かなり財政対策として財政的に賄

味を持っていますか。

○望月(哲)政府委員　先ほど大臣の方からもお話がございましたが、経費節減という観点から申しますと、役員組織が解消いたしましたして約六千万の経費が浮きます。それから七十八名の定員を雇用いたしましたして、特殊法人からの人の移行というもののに支障のないようにいたしましたわけでございますが、その中で三十五人は文部省の既定の定員を振りかえまして、そういう面でも節約を図ることに

いたしたわけでございます。

○和田(耕)委員 私いづも思うのですけれどもこれは非常に結構なことでもともとこの解散というのは、文部省の現在の要員をこれに充てて現在のオリンピック青少年総合センターの機能を強化するという目的を持っているわけですね。強化するという目的を持っていることが特殊法人の場合にはそれができなくて、文部省の直轄の仕事にした場合にはいまでもお話のあるようなことができるという点から考えますと、やはりこういうふうな

方式を他の問題についてももっと考えてみる必要がありやしないか。特殊法人というものができるといろいろそのメリットはあると思いますが、これが非常にいい例だと思えますね。仕事を拡充しようとする目的でもって特殊法人を解消して直轄にする、そのことによつて財政的にもかなり大きなメリットを上げてくるというわけですから、大臣、これはひとつ他の役所の管轄下の問題についてもこういう例を一遍強調していく必要がありますやしないかというふうに思います。その点ひとつよろしくお願いをいたします。

それからもう一つ現在の職員の心配しているのは、給与が著しく下がるとか、あるいは将来自分の職を失ふのじゃないかというふうなこともな心配があるのですね。こういう問題について一言、現在の大臣としての御所信を承りたいと思ひます。

○谷垣國務大臣　この移管によりましての現在オリセンで働いていただいている職員の方々の身分上の不安は、これはもう極力そういうことのないように努力をいたしたいと思います。ただ、特殊法人の場合と国の公務員になりました場合、国の公務員は給与法の適用を受けざるを得ません。一般的に言いまして、若干従来のもよりも給与その他の待遇が下がることも考えられますけれども、これは現在こういう特殊な状況であることをも人事院その他にもよく了解を求めまして、極力そういうことのないような努力をしてまいりたいと思っております。

それから、全体の年金で足りますとかあるいは、そのほかの住宅あるいはいわゆる本給以外のいろいろな処遇問題がございますけれども、これも同様の立場で考えていくのは当然のことだと思つて努力をいたすつもりであります。

○和田耕委員 このごろ特に実際の調査に基づいたデータによつて日本の青少年の意識の問題がいろいろと議論をされているわけでございます。これはこういうところでごく短い時間にいろいろ御質疑をするということではなくて、もっと本格的

に一遍検討してみることがある問題が多いと思うのですけれども、いずれにしても問題が非常にあるのでですね。そして改革しなければならぬ問題があることは事実なんです。そういうふうな意味で、このオリンピック総合センターを拡充して、そして全国的な同じような目的を持った各機関の活動に対してこれを総合し、あるいは新しいいろいろなディスカッションをしていく、調査をしていくということは意味のあることだと私は思っています。そういうことでございますから、内容について、いまの青少年の意識の問題として掲げられたい問題等を強く意識しながら、それに適切に対処できるような内容的な運営と指導をぜひともお願いしたいと思います。

この問題は、そういう意味で私ども根本的に賛成の法案でございますから質問は以上でとめますけれども、今後ひとつ当局としての一層の御奮闘をお願い申し上げます、質問を終わることにいたします。

○谷川委員長　これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○谷川委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。木島喜兵衛君。

○木島委員 私は、日本社会党を代表して、本案に対し反対の討論をいたします。

今回の直轄移管について、その理由としては文

部省は二つのことを言っているかと思ひます。

その一つは、行政改革であり、一つは、社会教育に対する国民の要求が変化をし、情勢が変化をしていくことに即応するためだというのが今回の提案の理由であらうと思ひます。

その第一の行政改革というのは、先ほどからお話がございますように簡素化、効率化がなされるか否か。簡素化の中にはもちろん費用の節減があらわれますけれども、そしていままでの御答弁では、たとえば役員の報酬だけでも五、六千万円違うというお話がある。まさに五、六千万円も大変大きな金でありまして、一方においては、たとえ収入もまた減のものもある。このために支出をしなければならなかったもの、すでにそのために使っておる金もあるということを考えれば、果たして経費の節減であるか否かということも大変に疑問であります。ただ、役員の報酬が五、六千万円浮くからそれだけでもって、それで経費の節約だというようにはならないことはもう言わなくてはならないこととあります。同時に、行政改革、簡素化というのは法人の数が少なくなつて——法人が多い多いと今日問題になっておりますけれども、しからば、それらをすべて各省の直轄にしたならばそれで行政が簡素化され、行革ができるかということになると、そうはならないと思ひます。むしろ逆に中央の権限を地方に移譲し分散していくときに、あるいは民間なら民間に権限等をあわせて持つていくというものがなければならぬ。簡素化という中にはそういうものがあるんだらう。逆にそれを上から下だんだんと権限と機構というものをおろしながら簡素化していく。これが筋だと思ひます。ところが、逆に現在あるところの特殊法人を各省に持ち上げていくということになれば、これは実質的な中身の上では簡素化と逆行するものと私は思ひます。そして住民が求めるそのニーズに対するサービスというものがより効率的でなければならぬというところであります。その場合、しからば社会教育の施設というものを文部省の直轄にする

ということが住民サービスをより高めるか否かに問題があると思ひます。それが皆さんが今回提案されておられる第二の理由である社会教育の社会的な変化に際するところのことが、今回直轄にすることがいいんだということと絡んでまいります。

先ほど関連質問で申しましたように、このことは経緯から見ても明らかに行政改革から押しつけられた。文部省はそれをどう避けるか長年にわたって努力をされてきたところでありまして、だのに、今回押しつけられて、先ほど申したとおり痛めつけられて、無理やりに押し込まれて、その犠牲になつておる文部省が、この方がいいんだ、いいんだなんて勝手な理屈を言つておられるけれども、それは後からつけた、まさに今回の行為の合理化理論でしかないと思ひます。

たとえばいろいろな事業のことをおっしゃいました。先ほどの栗田さんの質問でも、なかなかわからぬで判断に困るとおっしゃつたけれども、そうなんです。あたりまえなんです。多少とも社会教育の本質を知つておられるならば、そんな具体的なことを明確に出せるわけはない。たとえば青少年の指導者を養成するということや、そういうことが一つあつた。しかし、そんなものはこれを直轄にされなくなつてやろうとするならばやれる。いまの社会教育局の中でもつてやろうとすればやれるのであつて、その場所をどこにするかだけである。その仕事をこの直轄にしたところのセンターにさせるか。元来そのことを業務とするところの社会教育局がやればよいことであつて、無理した理屈である。

私は、そのようなことをあえていい、いいと言つておられることは、愛知当時の文部大臣が、もう繰り返しませんけれども、社会教育というものは自主的、自発的がいいと言つたことが統制をする道につながらないのか。文教委員会はよく与野党の間においてのイデオロギーのときには不毛の論争のみが続いておると言われてきたところの委員会でありまして、(「そんなことはない」と

呼ぶ者あり)それは世間から言われておるが、しかし、それは一体何かということ突き詰めれば、集約すれば、学校教育におけるところの、教育基本法第十条におけるところの不当の支配か否かということが中心の問題であつたと思ひます。そういう統制か否か——統制だと私は言つてゐるのじゃありませんよ。否かどうかが、まさに世間からは文教委員会というものはその論争の場所であつた、イデオロギーの論争の場であつたと言われた。とするなら、もし元来社会教育というものは自発的、自主的なものであるとするならば、それを直轄にするのはいんだと考えるところに、学校教育に続いて社会教育が、直轄することによって統制をし、そして基本法十条に言うところの不当の支配につながるその幕あけであるのではないか、それをいいと言ふならば、だから私は先ほど関連質問でもつて、そこは明確にしろと言つたゆゑであります。これが第二点であります。

そして、先ほどお話がございますように、ここに勤めておられるところの職員の待遇は低下します。本俸だけでも平均して二二%下がる。言うなれば、行政改革にならない措置、ただ文部省の特殊法人を一つ減らすというその形だけでもつて労働者が犠牲になる、そしていままで利用されたところの先ほどの婦人教育会館の例のごとくお制約を受けてくる、そういういろいろなことを考えますときに、われわれはこの法案に対してはどうしても賛成することはできません。われわれは行革に賛成しないわけではない。けれども、逆に社会教育というものを危険な道に追い込むその出発である危険を私は特に心配するがゆゑにこの法案に反対をするものであります。

以上をもつて討論を終わります。(拍手)

○谷川委員長 山原健二郎君。

○山原委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、オリンピック記念青少年総合センター廃止法案に反対の討論を行います。

この法案は、五十二年の第八十四国会から提出され、本委員会で審議されてきたものですが、す

で三回にわたり廃案となつたものであります。この事実の中に国会並びに国民の合意を得たい内容を本法案が包含していることを示しており、政府は本来本法案を撤回して出直すべきものであります。

以上反対の理由を申し上げます。

その第一は、二年有余に及ぶ審議を通じて国立オリンピックセンターの将来構想が、予算の面でも人員の点でもまた機構においてもまだ明らかになつていないこととあります。八十四国会で出された一定の構想すらわれわれの再三の提出要求に基づきやつと提示されたものでありまして、解散させて国立化し、その後のことは政府に任せろという態度は国会を軽視するものであり、断じて容認できないところであります。

第二に、本法案は行政改革の一環として提出されたものですが、政府みずからの行政改革の基準に照らしても、どの一つにも明確に該当しておると思われません。また、特殊法人として設立された当時の政府見解を完全に百八十度転換させた内容でもあります。さらに、放送大学設立に当たつて特殊法人を新たにすることに關連し、文部省關係の二特殊法人を統合する案なども關連をしてその数合わせ的な便宜主義も露見し、一貫性のない行政の態度も納得し得ないところであります。

第三に、社会教育への国家統制、官僚統制の可能性を持つてゐる点についての危惧も払拭されておりませんし、国立化によつて青少年社会教育の総合的、中核的役割りを果たすと説明するその中身も、運営審議会の構成、選出についても不鮮明であり、社会教育への統制強化につながる保障もありません。これらは社会教育の基本に關する慎重の上にも慎重を期すべき問題なのであります。

第四に、何よりも特殊法人としてオリンピック青少年センターのむしろ充実と存続を求める国民の声がいまなお切実に続いているということ等の理由でございます。

私は、最後に、今日までオリンピックセンターを困難な中で誠実に支えてきた職員諸君の並み並みならぬ努力に敬意を表しつつ、将来にわたって職員との協働の身分、生活権、権能が十分に保障、拡充されることを強く要求しまして、反対討論を終わります。(拍手)

○谷川委員長 これにて討論は終局いたしました。

○谷川委員長 これより採決いたします。

○谷川委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

野明男君。

○狩野委員 私は、提出者を代表して、ただいまの法律案に対する附帯決議案について御説明を申し上げます。

政府は、青少年教育の重要性にかんがみ、左記事項について遺憾なきを期すること。

一 国立オリンピック記念青少年総合センターの運営については、教育基本法及び社会教育法の精神を遵守し、国民の自発的な学習が保

障されるよう配慮すること。

二 同センターの運営にあたり、各界及びセンター利用団体の意見が反映されるよう適正な機構・運営の確保について配慮すること。

三 同センターの運営にあたり、従来からセンターを利用している団体が引き続き利用できるように配慮すること。

四 同センターの運営にあたり、オリンピック記念青少年総合センター設立の趣旨が生かされるよう特段の配慮を行うこと。

五 特殊法人オリンピック記念青少年総合センターの解散にあたり、センター職員の処遇については万全の措置をとること。

以上でございます。

その趣旨につきましては、本案の審査に際し十分御承知のことと存じますので、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○谷川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

○谷川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

この際、附帯決議に対し政府の所見を求めます。谷垣文部大臣。

○谷垣文部大臣 ただいまの御決議につきまして、御趣旨を体して今後努力をいたしたいと考えております。

○谷川委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これ

に御異議ありませんか。

○谷川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○谷川委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案

オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律

1 オリンピック記念青少年総合センター(以下「青少年総合センター」という。)は、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は、その時に国が承継し、一般会計に帰属する。

2 青少年総合センターの昭和五十四年四月一日に始まる事業年度は、その解散の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成については、文部大臣が従前の例により行うものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

3 第一項の規定により青少年総合センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

2 オリンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第四十五号)は、廃止する。

(オリンピック記念青少年総合センター法の廃止に伴う経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(文部省設置法の一部改正)

4 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十條第五号の二中「国立青年の家」を「国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家」に改める。

第十四條中「第二十五條」を「第二十四條の二」に改める。

(国立オリンピック記念青少年総合センター)第二十四條の二 本省に国立オリンピック記念青少年総合センターを置く。

2 国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年及び青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修を通じ、並びに青少年教育に関する施設及び団体との連絡及び協力並びに青少年教育に関する専門的な調査研究を行うことにより、健全な青少年の育成及び青少年教育の振興を図るための機関とする。

3 国立オリンピック記念青少年総合センターは、東京都に置く。

4 国立オリンピック記念青少年総合センターの内部組織は、文部省令で定める。

(地方税法の一部改正)

5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「、オリンピック記念青少年総合センター」を削る。

第三百四十八條第二項第十八号の二を削り、第十八号の三を第十八号の二とし、第十八号の四を第十八号の三とする。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

6 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、オリンピック記念青少年総合センター」を削る。

（所得税法の一部改正）

7 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表オリンピック記念青少年総合センターの項を削る。

（法人税法の一部改正）

8 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表オリンピック記念青少年総合センターの項を削る。

（印紙税法の一部改正）

9 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表オリンピック記念青少年総合センターの項を削る。

（登録免許税法の一部改正）

10 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表オリンピック記念青少年総合センターの項を削る。

理 由

特殊法人の整理合理化を図るため、オリンピック記念青少年総合センターを解散し、健全な青少年の育成及び青少年教育の振興を図るための機関として文部省に国立オリンピック記念青少年総合センターを設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十五年四月三日印刷

昭和五十五年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局